

平成28年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成28年12月12日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第57号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

第58号議案 幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第59号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第60号議案 幸田町農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を求める条例の制定について

第61号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第62号議案 幸田町下水道条例の一部改正について

第63号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第64号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第4号）

第65号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

第66号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 桐戸博康君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 山本茂樹君 |
| 健康福祉部長 | 大澤正君 | 環境経済部長 | 伊澤正美君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 教育部長 | 小野浩史君 |
| 消防長 | 壁谷弘志君 | 企業立地監 | 志賀幸弘君 |

| | | | |
|--------------------|--------|--------------------|-------|
| 総務部次長兼 総務課長 | 都築幹浩君 | 住民こども部次長兼 こども課長 | 志賀光浩君 |
| 健康福祉部次長 兼福祉課長 | 山下明美君 | 健康福祉部次長 兼健康課長 | 藪田芳秀君 |
| 環境経済部次長兼 産業振興課長 | 鳥居栄一君 | 建設部次長兼 区画整理課長 | 伊澤勝一君 |
| 教育部次長兼 学校教育課長 | 羽根淵闘志君 | 消防次長兼 消防署長 | 長坂好雄君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 林敏幸君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は21名であります。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 池田久男君、12番 笹野康男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第57号議案から第66号議案までの10件を一括議題といたします。

説明を終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき、15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第57号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、この条例の関係で、1つは、工場立地の関係の準則の改正を伴って、県から町に権限委譲がされますよと、こういう内容ですが。

その前に、じゃあ、この県の関係は、いつ変わったのですか。条例の、あるいは、議案書の関係も、説明資料についてもその関係が載っておりません。いつなのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、県の権限委譲のものにございましては、幸田町は、平成25年4月から愛知県より工場立地法の権限委譲を受けている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 平成25年からということですが、そうしますと、工場立地に関する準則、準則にそういう規定はございますか。

最終で、この工場立地に関する準則が、最終改正という形でされたのが、平成27年5月25日ということになりますよね。あなたの説明でいくと、その前だと、その2年前だということですが、そこら辺は、準則の本法の規定がそういうふうになっているのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 平成25年4月から、幸田町は、権限の委譲を受けており、平成23年3月26日に幸田町工場立地法第4条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定させていただきました。

議員がおっしゃるとおり、平成25年4月から平成27年3月までは、関連事務のみ行っておりました。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われる内容を、準則に基づいて、今、たらたらと見て、そんなこと一言も書いていないわけです。一言も書いていない中で、我が幸田町はということですが、そういうのは、どこにありますかということをおっしゃっているのです。

この日にありました。あの日にありましたというのは省いて、いや、もともと我が町はという形で言われるのは、質問の趣旨を理解しない答弁だということになりますが、説明がいただきたいです。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 愛知県の事務処理特例条例に基づきまして、平成20年3月31日から、県から市町村への権限委譲の推進要綱を定められ、それに基づき、幸田町

におきましては、平成25年4月から関連事務の権限委譲を受け、平成27年3月から条例の制定で緑地の緩和基準を新たに準則を定め、制定をさせていただいたものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、そんなこと聞いたか。

質問の趣旨を理解をせずに、私の思ったことだけ言っていくと、まさにそれは我田引水だ、理解の問題だということです。

私が、申し上げたのは、準則にどういう規定があるのかと、最終的に、この準則が変わったのが、平成27年5月25日ですよ。そこには、そういうことは、一切も書いていない書いていないけれども、我が法律だ、我が条例だと、こういう感覚でものを言われると、法治国家たる存続が危ぶまれる。あなたの思いだけで議案が提出されて、あなたの思いだけで答弁される、質問者は、準則の規定がどういうふうに変ったのか、その変った内容と、期日はいつなのかということをお聞きしている。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、工場立地に関する準則は、最終改正が平成24年1月31日に行われ、その平成24年1月31日の工場立地に関する準則の変更において、緑地面積等の緩和が定められ、それに基づき県の準則が同時に変更をされたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは、意識的にかみ合わせをしないように考えておられるのかどうなのか。

先ほど申し上げたとおり、この準則については、平成27年5月25日、これが最終改正ですよという形で、平成10年、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、告示第1号という形の中で準則が最終改正されたよということですよ。

あなたが言っていることは、全く意味を変えている。何回も何回も言うけど、平成27年5月25日に最終改正された内容が、そこには、一言も触れていない。

あなたが答弁するのは、平成25年だ、平成23年だと、だんだんさかのぼっていつてしまうわけだ。

そういうことが、どこの準則にあるのか、そして、最終改正が、先ほど申し上げて期日にされた。された以降、この準則に基づいて県の条例改正と、そして、その条例改正を受けて幸田町にその権限が移ってきたよという大きな流れ。こういう流れで理解はします。内容のよし悪しは別です。理解はしますけれども、あなたの答弁というのは、全くかみ合わせをしない、すり合わせをしない、それでいいのか。

我が条例だと、我が準則だと、そんな得手勝手なことは町長だけで結構だ。

そういう内容について、きちんと説明ができないのかということなんだ。

なぜ、食い違いを強調するような答弁しかできないかといったら、あなたはこの条例について、あるいは、準則について、十分理解をしていない。自分の思い込みで勝手に理解をして、条例を提案されたのかということまでいきつくわけだ。どうなのですか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員がおっしゃるとおり、先ほど申しましたように、愛知県の事務処理特例条例の改正は、もともと工場立地法の改正から基づいており、それに基づいて工場立地に関する準則が変更になったというところを御説明をさせていただいているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たらいのふちは回っていないけれども、あなたの言っていることは、全く意に介さず、自分の思ったことだけを言っているのではということなのです。

議案説明資料の関係でいきますと、32ページの改正の概要というのがあります。工場立地法の一部改正に伴いということですから、この一部改正というのは、まずいつやられたのかということと、最終改正は、先ほど申し上げたとおりだと、そこら辺のすり合わせ、かみ合わせが全然されていないからおかしいですよと、議案説明書の中で一部改正だといったらいつやったのかと言ったら、平成25年だと、やったら、また平成23年だと、何でそんな改正の内容をコロコロ変えて、条例として提案をし、説明資料の提出をすると、ということは能力に欠けているということなのだ。

そういうふうには指摘をされたも仕方のないあなたの答弁の内容だよということを指摘をします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま、議員がおっしゃられたとおり、資料につきまして、改正の概要で工場立地法の一部改正に伴いというところでございます。

先ほど、申しましたように、工場立地法の最終改正は、平成23年に行われ、その改正に基づき、工場立地に関する準則を平成24年1月31日に行われ、それに基づきまして、私ども平成25年4月から愛知県より権限委譲の条例に基づきまして、関連事務を行っているという一連の流れでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの言われた平成25年4月から県から権限委譲を受けましたよと、今は、何年ですか。その間たなざらしだったのかという問題が一つ出てくるのです。そういう問題が1つと、もう1つは、権限委譲された内容は、具体的には何ですかということなのです。

そうしますと、準則のほうでいきますと、いろいろな内容がずっと書かれております。そういう形の中で、最終的には、別表も含めて、別表第1、第2というのがございます。その前に計算式もございます。

そうしたことの中で、この準則の中で、どういうものが県から委譲をされてきたのかということなのです。

それでいきますと、先ほど申し上げた別表第1、第2、あるいは、計算式というのが出てくるのは、要は、第6条の工場集合地に工場等を設置する場合の特例と、これは、とらえ方によっては、いろいろ問題が出てくるだろうというふうに思うけど、そういう準則が最終は平成27年に改正された内容が、あなたでいけばもう既に、平成23年だ、平成25年だといったら、じゃあ、準則の規定といったら何ですか。

我は、法よりも上だと、我が憲法だよという認識、感覚なのか。1つは、そういう問

題で、もう少し具体的には、どういう内容の権限が委譲されてきたのか、説明がいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員のおっしゃるとおり、我々は、平成25年4月から愛知毛により権限委譲を受け、議員の御指摘のとおり、平成27年3月に条例の制定をいたしました。その間のタイムラグが何であるかというところの御質問でございます。

私ども、平成25年4月から工場立地法の関連事務を行っておりましたが、当時は、まだ、リーマンショックが冷めやらず、ヒアリングを町内企業に行ったところ、増設の予定はいない、さらに、業務の縮小を予定をしているというところを町内の企業から推察をし、この平成25年4月のときに、調整区域の緑地の緩和をすることは見送らせていただきました。

その後、1年を経過した平成26年当時に、企業立地マスタープラン等々の事前のヒアリングを行ったときに、1年前と変わって、今度は、増設計画をする予定であるという言葉聞き、それであるならば、議員がおっしゃるこの具体的な内容というところでございますが、工場立地法に基づく緑地率、これが、一律は25%以上を法案しなさい、準則しなさいということと言われており、そこにつきまして、今回の準則をいただきまして、緩和基準で準工業地域については、緑地が15%以上、そして、工業地域につきましては、10%という25%から15%、10%に緑地率を下げる準則をつくらせていただいたわけでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これは、さらには、総務教育委員会の中でやりますが、先ほど申し上げたとおり、じゃあ、準則の規定で第6条までいろんな準則規定があります。

その中で、県から委譲を受けた、県のこの議案説明でいきますと、工場立地に関する準則の権限が、県から町に委譲をされたと、つまり今までは工場立地に関する準則の規定が制定の権限が県にあったのだよということですが、どういう内容でどういうふうになってきたのか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員の御質問のとおり、当時の工場立地法の平成23年の改正につきましては、まずは、県にその権限を与えた、県においては、当初、市町村の市にのみ権限を委譲され、その後、平成25年4月から緑地の緩和をしようとするアンケートをとった8つの町村に対し、権限の委譲をされ、私どもは、それを権限委譲を受けたということです。

今回、平成27年3月にその条例を制定したところ、今回、さらに国の第6次地方分権一括法と呼ばれる、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の制定に関する法律で、県から市町村へというふうに名言されたわけでございますので、そして、県内の町村がすべからず権限を得たというところで、県の準則に従わなくても法令に基づき今までどおり事務ができるというところで、この県の委譲の文言を外すというのが、今回の改正でございます。

大変、長くなり申しわけございません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 長い短いの問題ではなくて内容の問題だと、長ければいいという問題じゃない。

具体的に、県からの委譲を受けて今回条例を改正するわけですが、そうしたときに、先ほどあなたも言われたとおり、我が町は拡大工業地域だ、11カ所だといって、トータルでは157.6ヘクタール、勝手にたったか丸を書いただけ。

具体的にこれがどうなのかということになると、今、いろんな問題を抱えながらも進められているというふうには申しません。頓挫してしまっているわけだから。

須美の東山、前山、これは、どうなるのですか。今回の一部改正について、東山は、民間開発だといって、じゃあ、民間開発であれば、この工場立地法の準則、あるいは、県から権限を委譲を受ける今回の内容が、かやの外なのか、東山は、どうなんですか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員がただいまおっしゃられた拡大工業地域における企業立地マスタープランで指定させていただきました11カ所における東山につきましては、市街化調整区域というエリアでございます。

この工場立地法につきましては、もともと昭和34年施行で、工場立地の環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするものという目的で行われており、そもそものターゲットが、市街化区域における工業地域等々のものが入っており、東山につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたとおり、調整区域でございます。

調整区域につきましては、都計法等々で別の法律で一律緑地は25%以上という縛りがございますので、今回の工場立地法の緑地の緩和基準が適合をされないというように思っている次第でございます。

つきましては、委員が言われました東山、前山につきましては、別の都計法等々の指導により環境配慮ということで、一律25%以上が確保され、これの緩和につきましては、ございませんというところを御答弁させていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり須美の東山、前山は調整区域だから、この工場立地にかかわる準則及び県から委譲を受けた内容については該当しませんよと、こういうことですよ。

そうしますと、あなた方が一生懸命悪知恵を出してたくらみをしている、都市計画における地区計画と、農振法に基づく農振除外と、その間に保安林解除とかいろいろ問題があります。

そうした中で、東山については、ちょこちょこ私も話をしてきました。じゃあ、前山が本来なら今年度中に事業を完了となるはずですよ。基本的には、事業完了だと、事業完了であれば、農地造成事業が完了すれば、完了したことによる農地法に基づく土地利用をしなければならない。あなた方はよこしまな思い出、それをやってしまうと、自分たちの思いが、この前山では、繁栄できないから、工場誘致をしましょうと、あと2年間。

だから、結局、いつまででも、ここは、農地造成事業ですよと、まだ完了しておりま

せんよといって、次の計画に当てはまるように、完了させないでいつまでも引きずって東山と同じようにそこに工場の立地を求めてきている。

そういうあなた方のたくらみがあるでしょ。

そうしたことも含めていくなれば、この工場立地法の準則の問題と、その準則の規定を受けて県から委譲を受ける権限の関係が、どういうふうになっていくのかという点からいけば、あなたは、市街化調整区域は、対象外ですよといったときに、その市街化調整区域外で、対象になっている、対象外となっている東山、前山については、事業の目的そのものが、農地造成事業でありながら、それをすっぽらかして、町内の企業が進出できるようにという条件整備を整えてきている。

何か問題があると、あれは、民間開発だと、我は知らないよと言って、裏で一生懸命糸を引いて操っている。地権者には、土地買収費の割を、全額もらった人もいるけど、そうやっている。

次の手は何だと言ったら、前山だと。前山も東山の例に習って工事延長をかけて、造成事業は、ただいま、まだ継続中でございますという、そういうたくらみを助けるための内容なのかということです。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま、議員から御指摘をされている須美、前山、東山につきましては、まずは、前山につきましては、現在、電装西尾製作所隣接の民間開発の造成工事等で、前山の土取りの土を鋭意搬出をしておるところでございます。

そして、議員がおっしゃるとおり、完了届を出すという工事が少し来年にまたがるというところございまして、議員の御指摘どおり前山につきましては、事業の延長を土取り業者が申請をしているというところは承知をしているところでございます。

また、東山の事業につきましては、現在の都市計画法の内容の精査をし、先端技術の工場立地でいくか、産業集積でいくか、そういったところの手法を、現在、企業サイドにて県当局と調整をしているところを承知をしております。

よって、東山につきましては、既に土取り業者が95%完了し、完了の造成盤面がほぼ準備ができ上がっているところでございますので、企業さんの今後の法的な手法がどのようになるかというところを、現在、検討をされておられる、こういう状況であるということをお報告をさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今回、県から委譲を受けて、町が好き勝手におやりなさいよということは、あくまでもあなたの説明でいけば、市街化区域だと、市街化調整区域については、都計法だとか、農振法だよと、その関係も、あなた方が都合のいいようにやって突っ走っているだけ。

突っ走って地元から反発がくると、いや、これは地元の役員さんと話をきてきてといって、みんな丸投げやって、いいどころ取りだけはやると、俺たちがやった工業立地だといって、東山でも、じゃあ、見通しがあるのかと、10.5ヘクタールをやったら、県のほうからわあつと言われて、これは、ちょっとまずいと、それじゃあ、5ヘクタールに縮小しますよと言ってやる。5ヘクタールに縮小したら、また、難航してしまって、

今、こういう内容ですよ。

あなた方の言われるように、好き勝手に一人で突っ走っていくような工場立地といういきますと、どういう問題が出てくるのかということをお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員がおっしゃるとおり、調整区域における工場立地法と同じように環境の保全を図り、住民の皆様方に被害が及ばないように企業立地課としては、まずは、地元の御意向等を図りまして、御指導等々を県から受け、事業の提案をさせていただいておるところでございます。

東山につきましては、当初、地区計画等のお話をされておられましたが、若干、工事の増設の速度を速めたいということ、企業サイドが申しておられ、それであるならば、先ほど申しました先端技術でいくか、産業集積でいくか、この2つの都計法の中の選択を企業サイドのほうがしていると、そういうところを企業立地課としては、住民の皆様方の御理解と御意向を賜りつつ、調整を図っている、そういったところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。

幸田町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑であります。

使用料の見直しの要因ということで、最初にお聞きをします。

提案理由を見ますと、使用料の見直しに伴い必要があるからとされております。この使用料という言葉の使い方について、最初にお聞きをします。

この条例では、この使用という言葉は、利用というふうに読みかえられていきます。初めに、全ての使用という言葉が、利用にされていきます。こういう読みかえです。読みかえでなく、なぜ、その利用に改正すればよかったのではないかなと思うのですが、なぜ変えたか、使用と利用の違いについてお聞きしたいと思っております。

使用が利用という言葉に変わったことで、実際に何が変わったのか、言葉として同じではないのかということが気になっております。具体的にお答えいただくために、例えば、ピアノを使用するとか、ピアノを利用するという言葉で、使用料と利用料ではどういう違いがあるのか、あじさいホールを使用するという言葉と、あじさいホールを利用するという言い方では、使用料、利用料上、どんな違いがあるのか、まず、その辺を一般の町民によくわかるように説明がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、使用と利用という2つの言葉の意味でありますけれども、まず、もたれておりますのは、地方自治法でございます。

まず、使用料というのは、自治法の225条に、普通地方公共団体は、公の施設の利用につき、使用料を徴収することができることと書いてございまして、私どもの町民会館の

設置及び管理に関する条例につきましても、第8条で使用料という形で、いわゆる使用料という形での条立て構成になっております。

そこにかぶさってまいりますのが、同じく自治法の中で、244条の2というのに公の施設の設置及び管理に関する事項で、適当と認めるときは、指定管理者にその管理をする公の施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。こちら自治法の中で指定管理者に管理を委ねるときは、利用料金を徴収するということを受けまして、この条例につきましての基本は、使用料という形の条だてになっておりますが、13条の中で、指定管理者とする場合は、全て、この使用料を利用料金と読みかえるという読みかえ規定が書いてございますので、こうした意味の違いから、使用と利用の使い分けというか、法の趣旨に従った形での読みかえ規定となっております。

なお、この利用料金、指定管理者が利用料金を徴収するわけですが、これは、地方公共団体の収入となるわけではなく、指定管理者の収入になるということが一つ特徴的なものでございます。

実際に、ピアノやあじさいホールなどを使うことを使用する、利用するという意味合いにおきましては、意味が変わるかということにつきましては、同意語だというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 指定管理者に移行したために、使用料が利用料に変わっていくのだというのは、読んでいくとそうかなと思うのですが、ホームページを見ますと、町民会館の利用案内というのがございまして、ほとんどが利用という言葉が使われておりますが、中に使用施設とか、舞台の使用というふうに、まだ、使用という言葉が混在しているわけです。町民向けのホームページですので、これは、使用なのか利用なのかよくわからないものですから、ホームページ上で言う使用施設というのは、利用施設ではないのかという部分について、その違いについて説明がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 文化振興協会のホームページの中で、町民会館の利用案内、この中で、使用施設だとか、舞台の使用だとか、舞台、照明、音響などの設備や備品の使用というような表現があるということで、私も見ました。

先ほど申しましたような定義というのが、実にあるわけでありまして、町民向けのホームページの中で、まだまだ使い分けというか、混在がしているのは、事実でございます。

こうした理由、なぜかというふうには、問い合わせてはございませんけれども、まずは、一般的に使うような形での表記が、今、されているのではないかと思っております。

どういった表現が適正であるかにつきましては、もう一度、精査をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 使用と利用と似たような言葉、同意語かもしれませんが、条例上、使われるわけですので、きちんと町民にわかるような形で説明がいただきたいと思っております。

なぜ、その使用料の見直しをすることにしたのか、というところを、やはり、言いたいと思います。

使用料の見直しによって、利用者や町民に負担をかけることになると思いますが、それでも、見直さざるを得ないと判断した要因についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の使用料の見直しでございますけれども、御承知のとおり、平成8年8月に町民会館として開館をいたしまして、地域に根差した文化の創造拠点として、多くの方に御利用をいただいております。

また、その使用料金というのは、まだ、開館以来、改定をしていない状況であります。当時と比べまして、社会情勢、特に、電気料金の値上げがあったり、重油の価格変動等もありましたり、消費税等のことも含めまして、当時と比べまして、変化があるということを鑑みまして、利用者に御負担をいただいて、運営経費を少しでも賄わせていただきたいということから、料金の改定をさせていただくものでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） いろんな諸物価の値上がりにつきというような理由でございますが、その辺のところをまた後でお聞きしますが、町民会館の健全な運営のためには、使用料の見直し以外に方法はないのか、ほかのもので節約できるものはないのかというようなことも含めて、どのようなことを使用料の値上げに踏み込まざるを得ない、でも、その前にこれだけのことはやりましたと、そういうことを言っていただきたいと思っておりますので、そういった検討された、または、実行されたことについてお伺いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、内部努力をしたのかという御質問だと思いますけれども、まず、経費の削減につきましては、外注経費、特に、委託料などの精査を行いまして、業務内容を見直しをしております。

それから、文化振興協会自身ができるものがないかという視点におきましても、そうした見方も改めております。

例えば、あじさいホールの舞台管理などは、委託をしている部分を、少しやっぱり自分たちの手で行う、それから、館内清掃などの一部につきましても、みずからもう少しやっっていく、その経費を削減していくというような削減策をとっておりますし、また、収入をもう少し増加させるような施策がないかということでもありますけれども、ハピネス・ヒルの中にあります喫茶コーナーにつきましても、これの使用料というものにつきましても、文化振興協会の収入としたこと、それから、自動販売機がありましたけれども、もう少し台数をふやしながら、その自動販売機の収入につきましてもふやすというような取り組み、それから、女性サロンにつきましても、光熱水費がありますけれども、実費相当額を、当然でありますけれども、また、徴収をさせていただくなどを収入の一つの方策ととらえながら、これまで実施をしてきたという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 企業努力といえますか、努力をされてきたという説明があつたのですが、具体的に、その数字をもってあげていただかないと、こういうことをやったよと

いうだけでは、よく理解できないものですから、今までのところの中で具体的にこういう数字がこうなると、そういう部分について、具体例を出していただきたいと思いません。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、これは、また、ざっくりの数字で恐縮でございますけれども、経費の削減策の中の、いわゆる外注費の圧縮につきましては、空調関連を25%縮小、それから、舞台機構の保守点検等の業務につきましては18%、プールのほうの関係の監視業務につきましても、20%程度の圧縮を試みたということでございます。

それから、収入の増加策につきましては、喫茶コーナーを収入ということで、172万円相当、それから、自動販売機収入につきましては、平成27年度は123万円でありましたけれども、平成28年度9月までの実績におきましては、228万円というような数値の参考という状況でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 照明とか舞台とかプールとかいうところで、経費の削減がありましたよと、パーセントを出していただいたのですが、パーセントではなくて、何円という単位のこと、こういうことをしたからこうなるといふそういう部分についての具体的な例を出していただきたいと思いません。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ここに数字は、今、持ち合わせておりません。恐縮でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） やはり、町民会館の運営が厳しいという中で、こういう努力をしているよというのを、もうちょっと納得のできるような説明がいただきたいと思しますので、また、後日、このことについては、お聞きをしたいと思っております。

使用料の見直しにおける影響予測というものについてお伺いをしたいと思います。

見直しをすれば、例えば、マイナス効果として利用が減るのではないかということを考えられますが、見直しで増収となる予測をされている根拠、今回は、見直すから増収になるということを予想されての話かと思いますが、どのような根拠に基づいて、この増収分というものを考えているのか。

また、増収になった部分の用途、使い道は、これからどうするのかということについて、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 見直しをすれば、利用率が下がるのではないか。しかしながら、収益を増収見込みということでの根拠ということでもありますけれども、実際、利用者が減るかどうかの予想は、本当に難しい部分があると思っております。

今回、料金改定で近隣の自治体のホールとの均衡を考えて、改定案を出させていただいているわけでもありますけれども、同様よりも少し低い部分で、考えさせていただいております。

また、近隣の施設よりも、例えば、駐車場の面で使い勝手がいい、あるいは、音響等

につきましても、町民会館につきましては、評価をいただいております。

それほどの影響は、ないのかなという思いでありますけれども、具体的にそういう需要予測を立てたものではございません。

今までの実績に基づいて、今回の改定金額をかけると、この程度の増収が見込めるのではないかなということでございます。

それから、万一、増収益が出た場合は、どのようなことに使っていくかということありますけれども、第一は、光熱水費の高騰への対応に当てさせていただきたいなという思いでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 随分、ざっくりした見直しの料金の見直しのような気がしておりますが、使用料見直し額の算出の根拠、こういう方程式をもって、こういう意味だからこの金額にしたと、そういった算出の根拠について、その周辺の自治体よりちょっと安くするというのはなくて、もう少し細かい数字を方程式を出していただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） いわゆる公共料金の定め方という部分につながっているというふうには思っております。

実際、私どもの町内では、こうした根拠を基準というようなものを定めてまだおりませんので、近隣市町の状況を踏まえての改定というふうにさせていただいたわけでありましてけれども、近隣の状況を聞きましたけれども、刈谷市はそういう基準があつて、いわゆる受益者負担の割合をどの程度に定めるかというようなこともそうした基準をもっておみえになります。

私どもも、今後、やはり、こうした住民の皆さん方に御理解をいただく上では、そうした方程式があれば、もちろんいいわけでありましてけれども、現状、まだ、整ってはおりませんので、近隣の会館等の料金を参考に、今回、改定案を作成させていただいたところであります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町の風土にふさわしい言葉として、めっそうという言葉がありますが、まさにそのめっそうでその料金を変えてしまうと、隣近所の様子を見て、そういうのではなくて、やはり、きちんとした算出根拠があると、それを示しながら、今回、この値段、1.3倍とか1.5倍にしたのだと、そういうようなものを出していかないと、何となく岡崎の様子を見ながら、俺のところもちょっと値上げをしてみようかなと、上げてもいいのかなと、そういう昔からのめっそうの考え方ではないものを、もう少し科学的根拠を出したら基準というものが算出根拠というものがあるというような気がするのですが、そういうものというのは、今後、どういうふうにつくられていくのか、それで納得できるように説明がつくように、やっぱりやっていくべきだと思うのです。

こういった公共料金の算出基準について、考え方、今後について、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 確かに、議員がおっしゃっていただいたとおりであると思いま

す。

やはり、説明をする私どもも、やはり、どういうことでこの情勢の変化というのをとらえていくかということでもあります。

毎年、見直しをかけてその増収率がある一定の幅を超えたから、考えさせていただくということももちろんそうだし、県内の中では、4年に1回見直すだとか、5年に1回見直すだというルールも持ってみえるところもあります。

それから、その3点方式というのもつくってみえるところがあるのが実情でありますので、これらを基準をつくるという上では、全庁的な考え方の中で、それから、施設の特徴もあると思います。私ども教育委員会がもっております町民会館のようなホールのもの、それから、地域交流の施設であるとか、そうしたものの受益者負担の割合というものは、全部均一ではないというふうにも思いますし、そうしたトータルでの基準は、やはり、必要であるというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町民会館の大規模修繕などに備えて、整備費として積み立てられております教育施設整備基金というのがございます。これの現在額と活用、今後の見直しは、これにどのように関連されているのか、そのことを考えていないのかという部分について、まずお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 教育施設整備基金のまず現在高でありますけれども、9月補正後の予算ベースでということをお願いしたいと思いますが、6億8,731万9,900円でございます。

この教育施設整備基金につきましては、町民会館等の修繕、あるいは、学校施設の建設等に充てる基金としてのものがございます。

今回、こうした料金改定とこの今後のいろいろ施設の見直し修繕等に関連があるということでもありますけれども、1つは、先ほど申しましたように、この利用料金という考え方が指定管理者の収入の一つにつながるということでもあります。

もう一つ言いますと、大きく幸田町全体を考えると、この利用料金も使用料と同等の相応のものだということでもありますので、幸田町全体で考えれば、町民会館の健全な運営のためにこの料金を使って多くの方に使っていただくという形には変わりはないわけですが、大規模修繕にかかる経費につきましては、町のほうでこれは、見ていくということになるわけですが、直接的には関係ないものの、こうした料金の改定、全体で補う、間接的な意味でも、実際はあるのかなというふうに思っておりますが、仕組みとしては、そういう形でございますので、教育施設整備基金を用いて大規模な修繕等につきましては、実施をしていくという考え方です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この教育施設整備基金というのの残高をグラフが出ております。それを見ると、もう随分、大きな揺れがあるようでございますが、物すごくたくさんたまったときと、もう全然空っぽになった時代があると、そういうものにこの整備基金というのは使われるのかなと思っているわけですが、いざ、こういうふうな料金の見直しに

かかる場合、やっぱり、この教育施設の整備基金というものも大きな波を取るものではなくて、ここまではその料金の見直しをしなくても済むようにその教育資金というものは使うのだと、そういうふうにしていかないと、その教育施設の準備金というのは、一体、どんなふうな目的で使われていくのかなというのが気になりまして、片方では、どんどん上げると、片方では、どんどんため込むと、そういう部分が見えてくるなど、今回、かなり高い金額で教育何とか基金というのはたまっております。

でも、それでなおかつ料金を上げるのだと、そういうことでは、これは、もうちょっとどこか説明が難しいのではないかなと思うのです。

教育施設整備基金というものが大分底をついてきてしまったと、だから、今度、こうするのだという部分があってほしいと、そういうようなことを思っておりますので、その辺の関連性について、今後、どうするのかということについて、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今、6億8,000万円あるわけでありましてけれども、まず、今後、予定をいたします北部中学校の増築工事もこの教育施設整備基金を使っていこうということは、一つありますし、また、ハッピネス・ヒルの各施設の長寿命化計画を立てましたけれども、そうした計画的な修繕によりまして、今、開館から20年、町民会館はなるわけでありましてけれども、既に交換部品等も20年たちますとないというような状況もありますし、いろいろな部分で修繕を行わざるを得ない部分がありまして、そうした経費にもこの教育施設整備基金を使っていこうということを思いますと、今後も大規模ないわゆる改修というのが想定されますので、できる限り、教育施設整備基金だけではないと思いますけれども、そうしたことを踏まえての基金の考え方をもっていくべきだというふうには思っております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 条例の8条の4にあります利用料金の免除というのがあります。これの条件というのは、一体、どういうものかなということ、具体的、今までに、具体的にどのような場合に、利用料金というのが免除されたのかということについてお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） このおっしゃっていただきました8条の4に、その利用料の免除というのがあるわけでありましてけれども、前提といたしましては、指定管理者に管理を委ねるといふ形の条項には、今、なっていないと、いわゆる使用料という形での免除規定があるわけでありまして。

現行の条文は、町長が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができるというこの一文のみでございます。

実質、指定管理者に管理を委ねるといふことになりまして、この減免につきましても、指定管理者が行うこととなります。

でありまして、現実には、この減免についての実績はないということでございます。

本来は、そうしたどういう場合に免除をするのかということ、もう少し、細部にわたって条例の中でうたったほうが良いという部分も感じるわけでありまして、今、こう

した状況となっております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今回、指定管理者が実質管理、運営をするようになった、教育委員会の手を離れて、そうしてみると、今回、この条例を見ていると、条例の中に教育委員会がこうするというような表現は一個もない。これは、どうなったかという、指定管理者と町長の判断がほとんどであって、教育委員会がこういうふうな判断をするという部分が無くなってきた。

ですから、今、答弁をされているのは、教育委員会側ですが、教育委員会が、実際に、どれだけ町民会館の運営に権限を持っているかとか、そういうものはないなというふうには私は認識をしておりますが、その辺についても、答弁がいただければ、ありがたいなと思っております。

具体的に、その指定管理者、または、管理者が整備不良があつて、そういった瑕疵があつた場合、その賠償請求に応じるのかの部分について、まず、基本的なことですが、お願いをしたいと思います。

町民会館の整備不良のために起きた事故というのは、誰が、どこが、その請求に応じるのだという部分についてであります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、教育委員会とその指定管理を受けた指定管理者とのかかわりが、いわゆる薄いのではないかとということであります。

もちろん、基本協定であるとか、年間の協定につきましては、私ども教育委員会の窓口において作成をし、お互いで締結をしており、その指定管理者との調整を行っているところであります。

しかしながら、やはり、根本は、指定管理者制度というのが、民間のノウハウを利用して、しかも収入を得るといふようなことも可能であるといふようなことでございますので、ある程度、そうした自主的な活動につきましては、やはり、口出しもすべきではないと思ひますし、必要事項について、大きく協定等で決めておいて、お互いに意思疎通を図っていかうというスタンスであるといふふうに思っております。

それから、指定管理者が整備不良などで、あるいは瑕疵があつたような場合、そうした賠償請求に応じるべきかどうかということでございますけれども、これは、音響や照明などが突然ダウンをしてしまつて実施している興業がだめになってしまう、お客様からのクレームが出る、そうしたような賠償が出るという可能性も全くなしということでもなく、そうした場合の瑕疵があれば、賠償請求には応じるものということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 賠償請求に応じると、その窓口が教育委員会なのだろうかということをお聞きしたいと思っております。

もう一つ、条例のほかに、その管理及び運営に関する規則というのがございます。要するに附属設備の使用料というのがございますが、そちらのピアノとか、楽器類とか、いろんな照明器具もそうですか、そういったものに対する使用料の見直しは、今回、さ

れないのかどうかということがちょっと気になっておりますのでお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 万一、そうした事故があり、賠償請求をしなければならないということについては、指定管理者とその指定した町と両者において、協議の中でそうした賠償等の対応については、考えていくことになるのかなというふうには思っております。

また、現在でも、先ほど申しましたように、指定管理者のほうから、くれぐれも事故がないような改修の要望というのが、実際にありますので、そうしたことを先回りとしてといいますか、予見をして、修繕等に入っておるわけでありまして、また、長寿命化計画の中でも、そうした部分の優先順位につきましては、緊急度の高いものから実施をしていくという計画では、現在、おります。

それから、附属設備の使用料の見直しはということでございます。

各ホールに附属いたしますいろいろな備品関係のものもありますけれども、開館当時から、ずっとやはり使っております、実は、古くなっている部分もあります。

また、今後、開館の附属設備品を改修する際に、そうした使用料の見直しについても、その際に検討がしたいなということで、今回は、含まれておりません。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町民会館は、本当に幸田町民の自慢すべき財産かなというふうに思っております。

幸田町民が利用するとき、幸田町民であるというメリットというのは、一体、何だろうということをお考えますと、このいろんな見直しの中で、幸田町民であろうと、岡崎市民であろうと、変わらなくなってきたのだなということが言えますが、では、幸田町民であるということのメリットは、一体何だろうと、料金が安いとか、優先的に利用できるとか、エコタンバスが土日には臨時に利用できるとか、いろんなことがあると思いますが、幸田町民にとっての町民会館というもののメリット、自慢すべきこと、資料の中にも出ておりますが、ほかの市町のほうが、幸田町民会館をよく使うと、それじゃあおかしいので、幸田町民が使えるような使い勝手のよさ、安さとか、メリットとか、そういうものは何か考えておられるのかどうかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 地元にあるのだから、やっぱり、町民にメリットがあってもいいのかと、あったほうがいいのではという思いは、実際、私もあるわけでございますけれども、公の施設というものの考え方が、いわゆる岡崎の方も、蒲郡の方も、今、実際多く利用していただいておりますように、また、幸田町民も岡崎市、あるいは、蒲郡市の公の施設を利用する、こうしたことで、すべからく多くの住民の方、これは、町内外を問わずということで、この公の施設を利用していただくということで、特段、地元でメリットを大きくつけるということとはできない部分が、そうした意味であるというふうに思っております。

しかしながら、何か今言った優先的に臨時にバスを使うだとか、こういうような発想は今までちょっとなかったものですから、そういうことができるかどうか、ちょっと、

また、考える必要があると思いますけれども、現状料金について、大きくそういう区別をつけるということは、できないということでございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 先ほどお聞きしましたように、利用料の免除という規定もあるけど、これは使ったことがないと、そういった意味も含めて、幸田町民にとって幸田町民会館というものは、自慢の施設の一つですから、やはり、幸田町民が使い勝手がいいように、そうしたことを配慮していかないと、今回、料金を見直しするとか、いろんな部分もあって、やはり、幸田町民の理解が得られるような形でもっていかないと、これは、何のための施設かなと、そういうことを思うわけです。

岡崎市民にとって使い勝手のいいような施設ではいけないと、私は思うのです。

岡崎市も、この間、立派な施設に改装をしておりますけれども、そういった意味で考えてみれば、それでもなおかつ幸田町の町民会館のほうが利用勝手がいいなど、使い勝手がいいなど自分でも思いますが、そういったものを考えたときに、じゃあ、幸田町民にとって何がメリットがあるかなと考えると、ほかの団体が全部利用ほとんど予約で使っていて、幸田町民が入る余地もないと、そういうような利用の状況では、これはまずいなど、幸田町民の優先的に使える部分とか、前は、会議室とかいろんなところで優先的に使えた部分があったような気がするのですが、それもどんどん消えていってしまっていて、誰が使っても一緒だよと、そうすると、幸田町民は、後から会議室も使えないですよ。同じ条件だと。

これは、何かおかしいなど、町民にとってこれは、一步欲しい部分があると思いますので、いろんなところで2つか3つ幸田町民のメリットというのは、ぜひ、つくっていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） おっしゃる意味は、本当によく理解ができます。

身近な地元の方向けの、例えば、ワンコインコンサートであじさいコンサートなども、そうした意味でも実施をしているとは思いますが、多くの方が、少しでも地元の町民会館を使うメリットがあるのももちろんいいと思っておりますけれども、施策的に何かあるかどうかにつきまして、また、今後、検討をさせていただけたらというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではございますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時22分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の町民会館の使用料の見直しでございますけれども、町民会館の使用料につきましては、ホール、あるいは、今回、提案をされておりますホールや

楽屋関係、並びに、会議室や和室等もあるわけでありまして、全体の見直しということではなくて、これが、ホール、いわゆる、住民が鑑賞をする、あるいは、そういうための施設に限っての引き上げを行ったのは、なぜかということでございます。

そういう中で、ホール関係でございますが、幸田町には、3つのホールがございますが、その中のさくらホール、そして、あじさいホールの見直しでございます。

400席のつばきホールは、今回は、見直さないということではありますが、そういうことから考えると、今までの町民会館のホールにあっては、アンバランスな使用料の設定だったのかということも勘ぐることもできるわけでもあります。

そうした中で、さくらホールにあっては、1.3倍、あじさいホールにあっては、横を使われております。これを1.5倍という格差をつけて引き上げてきたのはなぜかということでございますが、この点について、答弁がいただきたいということと、それから、引き上げによる増収見込み額、先ほど、中根議員の質問では、出てないよということでもありますけれども、例えば、年度ごとにどれだけ使われたというかということがありますので、それを単純に1.3倍、1.5倍というふうにかけると、どれくらいあったのか、それ点について試算をされているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、ホールの使用料につきまして、さくらホールとあじさいホールの2つに視点を当てまして上げさせていただくということでもありますけれども、その根拠を先ほどもちょっとありましたけれども、具体的な算定方式というようなものが、今、持ち合わせておりませんので、近隣自治体と同規模の中での比較の中から、さくらホールとあじさいホールにつきましては、勘案をさせていただいて提案をさせていただきました。

その状況が、さくらホールが、1.3倍、あじさいホールが、1.5ということで、特に、あじさいホールにつきましては、経費削減のために文化振興協会の職員が直接舞台管理を行っている状況もあって、人件費がかかる割に、料金設定が低かったということもありまして、他の類似施設と比較をして、格差が少しあったので、おおむね1.5倍という形となったものでございます。

それから、今回の改定後の金額を当てはめて、平成27年度実績と比較をしますと、その影響額がということであるわけなのですが、試みの算ということで御理解をいただきたいと思いますが、さくら、あじさいホール等の改定によりまして、約333万円、それから、リハーサルを10分の3から10分の5で改定をいたします。

また、営業目的の場合については、1.5倍から2倍にするというような影響額も入れますと、これが、今言ったリハーサルと営業目的の部分が、約202万円、合わせまして、約535万円と、試算をするところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） リーマンショック以降、住民の暮らしも大変になりまして、また、同時にリストラ、あるいは、非正規雇用等の拡大等で、また、給料も上がらないと、こういう中で、住民生活にも大きな変化も起こってきております。

そういう中で、各市町村の会館、貸館事業、これが、なかなか身入れが少ないと、そ

ういう中で、幸田町の場合は、かなり頑張っているということも会館の方からもお聞きをいたしました。

幸田町の場合、大きなホールに至っても、70%以上は入っているよと、そういう中で、例えば、近隣でいえば、蒲郡市の場合は、50%も入っていないと、こういう実態もあるという中で、そのよく使われているのは、町民会館のスタッフの努力、これによるかというふうに思いますし、また、同時に、実績によるいろんないい催し物やっていると、また、会館がいい、いろんな意味で利用率も高いかというふうに思うわけでありす。

また、同時に、ホールにつきましては、この貸館にいたしますと、営業収益が上がる貸館というのがどれだけかということもこの町民会館をつくったときにも、算定をしながら1,000席にしてきた経過があるわけでございます。1,000席以上でなければ、貸館として成り立たないということで、その最低ラインの1,000席ということで、設定をしてきた経過がある中で、幸田町の場合は、安くて使い勝手がいいということで、非常に利用も多くなってきているわけでありす。

ところが、今回、近隣との比較をして安いから、上げるよということからすれば、これが、例えば、今度は、鑑賞券、利用料、券の発券にも影響をしてくるわけでございます。

ですから、貸館として営業する場合、あるいは、住民の皆さんが利用する場合、それぞれ金額も違うわけでございますけれども、しかしながら、これが、引き上げによって利用しづらくなる、こういうことにも影響が出てくるのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、お聞きをするわけでございますけれども、近隣に比較して安いという根拠、これが、どれくらいの幸田町は安い設定になっているのかということでございますが、当然、つばきホールは見直さないわけでありすので、これは、近隣と同等だったのか、その点もあるかというふうに思いますが、その点について、お答えがいただきたいと思ひます。

また、上げることによって、535万円という収入が引き上げられるということでございすが、引き上げた割に、今度は、とんとんだったということになるならば、これは、何の根拠があるのかというふうになるわけでございますので、そうした点で、お答えがいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 近隣に比較して、安いという根拠ということで、実際の近隣と同規模ホールを調べた結果が、そうした今回の一つの状況を知る上で、引き上げの算定根拠という部分にはなっております。

幸田町のさくらホールが1,004席でございます。近隣で規模が同じだというと、例えば、知多市の勤労会館が同じく1,004席でございますが、平日の1日授業は、6万1,700円でありす。

今回、私ども挙げさせていただいて、6万円ということで、ほぼ近づいていくような形の改定となっておりますし、同じく、今のは平日の単価で、土曜日、日曜日につきま

しては、知多市は9万1000円ということですが、今回の改定が7万5,000円ということでございます。

同様にあじさいホールにつきましても、こうした近隣比較の中において、現状が、やはり、少し安価であるという状況を踏まえて、近隣と比較をして、こうだということでございます。

影響額535万円と試算をいたしましたけれども、先ほど、中根議員からも御質問をいただきましたように、今後、減るのかもしれないという部分につきましても、やはり、いろいろな値上げによって影響がどれほどあるのかというのは、まだ、予測はできない部分がありますけれども、さらに質の向上を図っていくというのは、当然、この値上げの中でさせていただく必要はもちろんあると思いますけれども、ちょうど20年がたちましたので、これまでは、まだまだ新しくて使い勝手がいいねというようなことがあったわけではありますが、これからは、どんどん古くなっていく一方になってくるので、やっぱり、順番手直しを早目にやっていく時期が、やっぱり、訪れてきたという認識を持っておりますので、これまでどおり、いけいけどんどんというわけにはいかないのだろうということも含め、上げさせていただいた部分につきましても、これまでどおり、また、使い勝手のいいたくさんの方が来てくれるような会館にしたいというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 近隣というと、知多市と比較をされたということでございますけれども、ちょうど20年ということで、どんどん古くなるよというふうに言われましたが、最近、つばきホールに訪れたときに感じたことでもありますけれども、椅子がほころびていると、こういうような老朽化現象というものも出てきている中で、そういう中で、改善しなくて引き上げてくるという考え方はいかがかというふうにも思うわけでありませう。

そうした例えば、リニューアルをして、そして、ちょっと見直したいという、そういう場合であったら、住民の理解というのも、少しは、あろうかというふうにも思うわけではありますが、そうした手も加えなくて、やって引き上げを図っていくというこうした実態につきましても、やはり、いかがかというふうにも思うわけでありませう。

そういう中で、先ほども申しましたけれども、今、会館運営というのは、非常に厳しい実態があるという中で、どうにか幸田町のホールは頑張っているよと、それでも、なかなか収入として上がらないという中で、このホールの見直しというのが、どこから出てきたのかということでございます。

町民会館の使用料で見ますと、これは、全体の使用料の見直しということではないわけでありませうね。

ホールだけの、ホールとそれに附随する附属施設の見直しでありますので、そうした点で、なぜホールだけに限定をして、見直しを図ってきたのかというその根拠もお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 現状のつばきホールの実態も、今、お伝えいただきました。そ

うしたほころびがあるということも承知をしておりますし、今年度、つばきホール、側面のタイルが剥がれ落ちておりまして、こうした修繕も、今年度手がけているわけでございます。

やはり、経年劣化している部分については、できるだけ毎年度の修繕料を入れて、手直しをしていますし、舞台高の吊りものなども定期的に予算を入れて実施をしてきておりますが、まだ、細部にわたって網羅できているわけではございません。

そうした状況を、少しずつ年度計画を立てて、改善をしていこうという取り組みをしているところであります。

それから、今回、ホールだけという見直しの発想が、どこから出てきたということでもありますけれども、全体を含めて、見直すべきであったかと思いますが、直近の問題として、他のこうした会館と比べて、少し見直したほうが良いということも指定管理者のほうからのお話もありましたし、そうしたことも踏まえて、なるべく広く浅くというわけにもいきませんので、本当にピンポイントに、今、他のホールと比べて幸田の状況がどうなのかということに焦点を当てまして、改定をさせていただいているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のホールの見直しは、指定管理者のほうから提案があったということで見直しをしたよということでもありますけれども、やはり、こうしたホールの使用料が高くなってくると、これは、営業に見合うホールであるのかどうかということも、1つは、事業者のほうにも影響をするかというふうに思うわけでもあります。

そうした点で、今回、こうしたホールが引き上げをされると、それが、住民のほうにも負担となってくるわけでございますので、そうした点で、やはり、引き上げの金額と、今度は、券の発売、そうしたものにも影響があるのではないかというふうに思うのですが、その点の算定というものは、どのように指定管理者が見たのかということについてもお聞きをしたいというふうに思います。

また、会議室につきましては、これは、幸田町のほかの会館等の会議室との均衡を取られているということからすると、これは、指定管理者が独自に引き上げを提案をするということでもないかもしれないというふうにも考えるわけでもありますけれども、しかしながら、やはり、町民の皆さんが、安価にして利用しやすいということで、非常に使い勝手のいい施設ということから考えると、やはり、私は、文化の拠点として、まだ、今の時期には引き上げるべきではないというふうに思うわけでもあります。

そうした点で、指定管理者の運営が成り立たないというのであるならば、ほかの指定管理料の引き上げとか、そういうことでやっていくべきであって、住民負担を求めるべきではないというふうに思うわけではありますが、そうした点では、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、町民会館は、開館以来、初めてのこうした料金の見直しをさせていただくということでございます。

指定管理者につきましても、先ほども縮減できる部分は縮減をして取り組んでおりますし、それから、収入の件につきましても、できることを少しずつやっていこうという

ことで、一步一步、前には進んできているというふうには思っております。

しかしながら、やはり、精いっぱいのところ、一生懸命やっておっていただく部分があります。そして、また、支出の部分につきましても、本当に好評をいただいているところがございますので、そうした部分、少しでもこうした開館以来の状況を、こうした今回の見直しによって少しでも改善をし、また、収益が上がるような形でさらに指定管理者が活用していくという道にもつながるといふふうに思いますので、今回、御負担をかけるわけでありませうけれども、御理解を頂戴したいと思います。

また、大会議室や、第一中会議室や小会議室、こうした会議室につきましても、今般は、料金についての改定等については、行ってはおりません。

引き続き、町の皆さん方に御利用いただきたいなというふうには思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き上げ額が、平成27年度実績でざっと上げると、535万円というような数字が出たわけでございますけれども、しかしながら、会館の使用率が低下をすると、これも吹き飛ぶわけでございます。

ですから、そうした点で、やはり、私は、こうした引き上げによる逆に利用低下につながる、こうした見込みを指定管理者のほうとして、どのように検討されたのか、その点について把握をされていたら、お答えがいただきたいということでもあります。

また、例えば、このホールの使用料を引き上げないと、例えば、その管理者が運営できないという状況が生まれているならば、これは、指定管理料の見直しが必要ではないかということでもありますけれども、その点についてはいかがかということでもありますので、その点についても答弁がございませうでしたので、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） こうした直接利用料金が指定管理者の収入につながるというこうした自治法の改正によって、指定管理者制度が出てまいったわけでもあります。

もちろん運営委員会によって私的な活動によって収益を伸ばす可能性もあると、また、逆の面においたは、そうした興行的な部分で、逆の要素があるというのは事実であります。

そうした部分を補填するという意味で、指定管理料というものがあるとする考え方も当然あるわけではありますが、やはり、一つの実践の中で、一定の料金を賄いにして、運営努力を図っていくという、このスタンスも重要なこの制度の位置づけであると思ひます。

そうした部分で、ぎりぎりいっぱいであれば、その足らずまいと申しますか、補填すべきは、町のほうで指定管理料でということの御意見でございます。

これもまた、一理あると思ひます。全体に必要な経費の部分で、どのくらい利用料金があつて、その不足分を指定管理料で賄うという構図にはなると思ひますけれども、いわゆるこの利用割合の率をどのくらい住民の方の御負担をいただくという部分と相まって影響があると思ひますので、全体を見てそうした部分で、不足があるなしも含めて、それから、実勢のことも含めて、トータルで考えていくものだといふふうには

考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き上げに当たって、指定管理者のほうから見直し提案があったということですので、そうした点で、引き上げによって、増収になる分、引き上げによって減少する分、そういう見込みというのは、どのように提案され、そして、町のほうに打診をされたか、その点について、お聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） それぞれ、細かい試算は実際にはなかったところでございます。今回の試算の影響の仕方といいますのは、やはり、この平成27年実績に基づく数値を当てはめただけの試算金額で535万円と申し上げました。

それから、実際に営業目的で利用することにつきましても、影響が、今回、発生することにつきましても、これまで平成27年の申請書を全部1枚ずつ調べて影響額を把握してきたわけでありましたが、これが、また、平成28年度、平成29年度以降も、同じような利用率が使っていただくか、稼働率が使っていただけるかどうかという試算が、根本的にまだできない部分がありますので、今は、規定数値における試算ということだけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住民生活が厳しくなると、何を削るかといいますと、まず、食料です。それから、まずは文化の面、そういうものを削っていく、今まで5回だったのを4回にするとか、次に、やっぱり、食料品の見直し、こういうふうにもいろいろ削る視点というのが出てくるわけでございます。

特に、今、町民会館を利用されている方というのは、比較的年齢の高い方たちのほうがよく利用される。そうした点でいえば、今回、また、年金が減らされるとか、いろんなそういう住民生活にも、いろんな点で大きなかわりが出てくる中で、やはり、この引き上げが今度は利用する側にとっても負担になってくるというふうになれば、やはり、その点も見なければならぬのではないかなというふうに思うわけでありまして。

そうしたときに、やはり、今回の引き上げは、見送るべきだというふうに思うわけでありまして。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 議員がおっしゃっていただきましたように、町民会館の利用者も確実に高齢化が進んでいるというような部分も聞いたわけでありまして、おっしゃるとおりだと思います。

そうした意味でも、やっぱり、お金を払う部分の支出の問題もあると思っております。

そういう人生の経験を積んだ方々も楽しんでいけるものを、やはり、企画をしていくことが、やっぱり、お金を払ってもそうした受けるものは、いいものがあるなというようなものに、当然していかざるを得ないなというふうには、思っております。

開館以来の初めての料金改定の中で、そうしたいろんな方々のことを考えて、料金設定ももう少し細部にわたってすべきなのかどうかはあれですけども、今、できる部分での見直しということでございますので、御理解を頂戴したいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回は、町民会館使用料の見直しの議案でございます。先ほどから、いろんな質問が出ていて、まず、一番初めに見直しに伴う影響額でございますが、今、お聞きをいたしましたホールに關しましては、333万円、また、リハーサル、営業目的を合わせると、535万円ということで影響額をお聞きをいたしました。

それで、1席当たりの単価は、どのくらいになるのかということをお聞かせをいただきたい。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 1席当たりの単価はということでございます。

まず、さくらホールにつきましては、前提が1,004席でございますので、まず、1日の利用料をこの1,004席で割った場合ということで、御理解をいただきたいと思っておりますけれども、改正前の平日は、1日の利用料が4万6,200円でしたので、これを1,004席で割りますと、46円でありました。

今回の改正は、6万円でございますので、これを1,004で割りますと、59.8円、46円から59.8円になります。

ちなみに、土日祝日につきましても、改正前が57.5円であったものが、74.7円となります。

それから、あじさいホールにつきましても、平日で換算いたしますと、旧が49.1円であったものが、新では、73.6円、土日祝日にあつては、57.9円が86.6円という形になるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 1席当たりの今、金額をお聞きをいたしました。

ということは、あじさいホールの1席当たりがかなり高くなるのではないかなというふうに思うわけでございます。

これは、あじさいホールは、稼働率も多いわけでございますが、これは、稼働率のことは、また、後からお聞きをいたしますが、さくらホールは、営業目的のほうが多いかなというふうに思うわけであります。

平成27年度の実績で、営業目的で使われるホールのパーセント、そのパーセントがわかりましたら、お聞かせを願いたいと思っております。

これは、さくらホールだけではなくて、つばきホールもあるかというふうに思います。

また、あじさいホールでも、営利目的というの、若干あるのかなというふうに思うわけでありますが、件数とはいいですが、大体のパーセント、さくらホールは、営業目的が何十%、つばきは何十%、あじさいが何十%というパーセント率がわかればお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 各ホールの営業目的で、どのくらいの割合で利用があるかというそのパーセンテージがあるかという御指摘でございます。

ここにちょっと出ていないのが、実情でございます。

平成27年度の実績の中から、利用実績というものから、件数だけで恐縮でございますが、いわゆる展示会、即売会というジャンル分けがございまして、平成27年度につきましては、123回、1年を通して御利用があるということでございます。

全体の1,594のうちの123回、ざっくりとしたもので恐縮でございますが、これは、全部、あじさいホールがこの123回、こうした利用で使われているという実績、今、持っておりますのは、そうしたことでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） できましたら、ざっくりですので、今、ちょっとわかりませんが、さくらホール、つばきホール、あじさいホール、できましたら後からでもよろしいですが、やはり、お聞かせを願いたいと思います。

先ほども出ておりましたように、やはり、その1,000席以上ないと、営利目的でやった場合には、収益が出ないということもありますので、やはり、それは、実態はどうかということを知りたいためにお伺いしたわけでございますので、もしできましたら、後から出結構ですのでお聞かせを願いたいと思います。

それから、営利目的で、今回、1,000円を超えて徴収する場合は、使用料は2倍となるということでございます。

例えば、過去でございますが、つばきホールに映画鑑賞というのがあったというふうに思います。それには、入場料は幾らというふうに決めていなくて、後から自分の気持ちだけ、気持ちだけ入れていってくださいという募金箱があったというふうに記憶をしております。

また、そこで、場内には、その団体がつくられたものを販売していた、そういうことがあったというふうに記憶しているわけですが、そうした場合は、入場料は幾らと決まっていなくてございまして、そうした場合は、営利目的としての使用料を、その団体にとるのか、そうじゃなくて、そういう場合は、後から開催後に収益を聞いてとるのか、その辺をちょっと理解できませんので、その辺のことについてのすみ分けをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） その辺の細部まで、ちょっと承知はしておりません。

映画鑑賞の折に、そうしたいわゆる教育的目的であったり、それから、気持ちだけで結構ですという入場料がわりに実質やっている場合、営利目的の対象となるかということだと思います。

その辺の利用許可の段階において、どういう料金体系を取るのか、それから、どうした人々を対象にするか、これによって、いわゆる営利目的の規定該当とするかについての事例は、きっとあると思いますけれども、今、この状況であれば、どうだったのかということは、ちょっとわかりませんのでお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 私の記憶にしているところによりますと、学校の町内の教育関係ではなくて、一般の団体だというふうに記憶をしております。

やはり、そういうこともあり得ますので、その辺の線引き、その辺のことも私はきちんとうたっていただきたいたいというふうに思うわけでございます。

それから、年間の稼働率のことでお伺いをいたします。

稼働率につきましては、私も8月14日の総務教育委員会が出された協議資料の中で、稼働率を知ったわけでございます。

平成27年度の稼働率が、この協議会の資料に出ております。

それと合わせまして、利用状況、町内、町外の利用状況も、この8月の資料には出ているわけでございますが、きょういただいた、この事前要求資料の中の町内、町外のパーセントと、8月の申請者の町内、町外のパーセントが若干違っております。

稼働率を、私はお伺いをしたいわけでございますが、稼働率は、8月の資料として、考えていいものかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 稼働率につきましては、8月16日だったと思います協議会の資料と変わりはないと思っています。

参考までに、平成27年度は、さくらホールが72.4%、つばきホールが79.5%、あじさいホールが91.9%であります。

それから、本日、要求資料の中で、町民会館の町内、町外利用実態ということで、3ホールの内訳を出させていただきました。

時点が若干違うのか定かではありませんけれども、一番近似値のものをお出しできているのではないかというふうには思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 稼働率は、先ほど、今、部長が言われましたように、8月16日では、資料では、そのとおりでございます。

しかし、その隣に申請者の居住別利用状況ということで、パーセントで出ております。これも平成27年度の町内、町外のパーセントだというふうに思っております。

しかし、先ほど言いましたように、きょう、出された町内、町外のパーセントは、若干違うので、稼働率も違うのかなというふうにお聞きをいたしたわけでございますが、この辺は、8月に出された資料の稼働率で正しいということに理解をしてよろしいでしょうか。再度、お伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） このときの資料も持っております。稼働率も確かに書いてあって、居住者別表記もあるわけでありましてけれども、今、ちょうど突合までがちょっと出てきておりません。

済みません、今、カウントの仕方が異なるということで、同じ資料で同じ数値で比較できるようにさせていただければよかったわけでありまして、8月16日の協議会のほうのカウント、町内外の利用者の数のカウントが、1日の場合、午前、午後、夜間というふうに使われますので、それを3回としてカウントをして集計をしたようでございます。

今回、お出しさせていただいているのが、そうした場合、1日利用の場合、3回とい

うカウントではなくて、1回というようなカウントで集計をさせていただいたため、不突合が生じているということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 1日の3回カウントなのか、よくわかりませんが、やはり、資料の場合は、やはり、誰が見てもわかるような資料を出していただきたいというふうに思います。

それと、稼働率でございますが、これを見ますと、本当にあじさいホールが、一番、稼働率が高いわけでございます。

あじさいホールは、小さな団体だとか、個人的な利用で趣味とか、発表や講演会などで行うために使うので、稼働率も高いのかなというふうに思っております。

これぐらい、本当に毎日の稼働率かなというふうに思っておりますし、あと、収容人数も200人ちょっとということで、使いやすさもあるかというふうに思います。

このホールが、やっぱり、1.5倍に上がるというのは、町民つらいかなというふうに思いますし、先ほど、お聞きをいたしました1席当たりが、このあじさいホールが一番高いわけでございますので、やはり、使い勝手のいいホールが、一番高い見直しになるということは、やはり、町民はつらいのかなというふうに思うわけでございますので、その辺のことにつきましては、もう少し検討してもよかったですのではないかなというふうに思うわけでございます。

それから、つばきホールを、見直さなかった理由というのは、先ほどからも少しずつ出ておりますので、この辺については、近隣と合わせたということでございますので、これは、理解をさせていただきました。

それから、町内外の利用者、また、町外の利用者、これを比べたときには、若干ではありますが、町外の利用者のほうが多いのかなというふうに数字を見てもわかるわけでございます。

町内の場合の周知の仕方、また、町外の場合の周知の仕方をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回、あじさいホール、使い勝手のよさも含めて、1.5倍という形にという、まずは、前段の御質問でございます。

今回、あじさいホールを改めて料金を上げさせていただいて1席当たり単価を、先ほど、申し上げさせていただきました。

例えば、あじさいホールの平日利用は、73.6円ということでございますが、近隣の蒲郡、三好市、知立市、豊橋で、ほぼこれに近いような席があるところの1席当たりの単価の4つの施設の平均で見ますと、83.5円でございますので、今回、73.6円というようなことも踏まえて、利用率もどのような状況が今後発生するかは、まだ定かではない部分はありますけれども、これからも一番、町内の方にも多く使っていただけるホールとして、なお、また、いい催し等でもできるような形で考えてまいりたいと思っております。

それから、今後、どのようにこうした改定部分を周知をしていくかという御質問だっ

たと思いますけれども、窓口での周知は当然のことといたしまして、広報、ホームページ、それから、ハピネスの中でも周知に関する記事をお出しをしていきたいということ、それから、既に申請をいただいている方々については、個別に直接のお知らせをしていきたい、それから、また、町民会館をよく使っていただく団体についても個別にまた直接お知らせをしていこうという、今、予定で進めているところでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 1席当たりの単価でございますが、よその市町に比べれば、平日は、ほかのところよりも安いよと言われますが、やはり、あじさいホールは、先ほども言いましたように、町民の皆さんが使い勝手の一番いいホールかなというふうに思っておりますので、よそより安いからいいよというものではなくて、やはり、この辺は、もう少しサービス等もつけていただければいいかなというふうに思っております。

それから、周知の仕方でございますが、お答えをいただきました。申請している方々には、直接電話をするし、よく使っていただける団体にも直接電話をする。また、ハピネスのほうにもその記事を出すということでございますが、その内容等につきましても、やはり、私は丁寧に、ただ、金額だけではなくて、こういう理由でこうだからということ町民の皆さん、また、利用してくださる団体の皆さんが納得いかれるような、そういうお知らせを、丁寧なお知らせをしていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） また、これ以外にも、もう少しいい方法があるかもしれません。今、いただきました丁寧にそうした理由も含めて、周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子の質疑は終わりました。

ここで、途中ではございますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 使用料の関係につきましては、資料の提出をいただきました。大いに活用はさせていただきたいと思います。

8月16日に総務教育委員協議会が開かれました。そのときの資料の関係で、この内容がいいとか悪いではなくて、あなた方の基本的な考え方は何なのか、こういうことでお尋ねをするわけですが、そのときの資料の中で、町民会館のホール規模別利用料金改定試算各一覧表というのが提出がされております。

その中で、現在の料金を100ということで、あと1.3倍、1.5倍、1.8倍、2倍と、こういう形で資料として出されておりました。そういう一つの方法があるにしても、これを説明をするにあたって、あなた方自身が、どこに提案する内容があるのかと、結

局、こういう資料を出して、総務教育委員会の中の委員にそれぞれ物を言わせて、取捨選択をする、そういう対応の仕方、まさに火中の栗を、総務教育委員に拾わせて、やけどしたのは自己責任だよと、こういうとらえ方ができるような、提案の仕方、1.3から2倍、さあどれにしましょうか、あなたの御意見をと、そんなばかの提案の仕方があるか。

こういうまず、この点からお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、協議会の中で、使用料金の見直しを考えているというときの資料をつくる中で、現状を、まずは、把握をする意味で、近隣の会館ホールの料金を同規模程度のものを取り出して一覧表にした。

その結果、乖離がどのくらいの幸田町の町民会館とあるかということの、まずは、参考とする意味で、その比率、倍率、1.85だとか、1.55だとか、1.37というようなことは、資料において、現状把握をする意味で必要だと思いつくったところであります。

今、御指摘いただきましたこの試算表の具体的には、各倍率が4つほどあって、それによると、こんな料金になるということの御指摘だと思いますけれども、現状の率の中の主な倍率が1.3倍があったり、1.5倍があったりという実情に合わせた掛け率といえますか、加えていうなら、そうした場合、どのくらいの影響が出るだろうかという意味でつくった表でございまして、特段、どれを選んでいただこうということまでのものは持ち合わせておらず、正直なところのスタイルで出させていただいたところがございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われることを否定はするつもりはない。しかし、8月16日のその協議会の説明は、1.3倍になったらどうなりますか、こうなりますかと、1.2倍ならどうですかと、こういう形で、じゃあ、協議会としてあなた方が提案する内容は何かというのが見えてこなかった、議論しなかった。結局、こちら側としては、委員の側としては、1.3から2倍までは、その中で、あれがいい、これがいいといえば、委員の皆さんがおっしゃいましたと、相違でございましたなんてやったら、こっちで責任を持つ、まさに火中の栗を拾わせて、やけどしたならあなたが言ったじゃないかといって、そういう提案の仕方はないでしょ、こういうことの提起であります。

そういうことも含めて、再度、答弁をいただきながら、次に入っていきます。

先ほどの答弁の中にもありますけれども、1.3から2倍まで、それは、近隣の状況を見ながら勘案をしましたよと、こういうことですが、じゃあ、それぞれ施設の名前とか、施設のことは、それぞれあれでしょうと。

しかし、施設の実際の使われ方、それともう一つは、施設が建設されての年月というのは、みんな違うわけです。全部、条件が違う中で、みんな右にならえと、こういう形で、近隣の状況に合わせるというものの考え方からいったらどうなのかと、それはいいところ取りすることはわかっているわけです。近隣だよと。値上げするときに、どこにもたれていくかといったら、基本的に、そのまちがこの施設利用料も含めて、あるいは、

この町民会館に限らず、さまざまな使用料、利用料について、我が町の考え方はどうなのだとしたら、みんな後からついて行って、連れ小便的発想で、町民の負担の増にかかわる内容が考えられていいのかどうなのかと、そういう点でいけば、たまたま今回、俎上に上がったのが、町民会館、あと後ほど、いろんな値上げが3点ほど用意されています。そこでも基本的には一緒なのです。みんな連れ小便なのです。

じゃあ、我が町の財政運営やら、その施設の問題として、この値上げの提案の理由が、正当性があるのか、町民の理解を得られるのかと言ったら、いや、ほかの市町に比べて、幸田町の町民会館は、安いじゃないかという形で1.3だと、ものによっては2倍だよと、こういうものにとらえ方、尺度のやり方でいくと、私は、自治体というものは、そもそも何なのか、自己責任で自分できちんと考えて、それにかかわる提案を議会に示す、結果として町民の皆さんに説明ができるように、説明が何だと言ったら、ほかの市町に比べて幸田町は安いもので均衡を取ったのですよと言ったら、これは責任放棄になりませんか、こういうことなのです。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、1点目、前回の協議会の資料のあり方ということでございました。

この倍率は、そうした意味で、現実の乖離した部分の倍率のみを当てはめて考えてつくったわけですがけれども、実際に、じゃあ、町はどういうふうに考えているのかというところの御説明がなかったということにつきましては、まさに、どういうふうに今回の値上げにおいて、料金を考えていこうかという部分が、まだ、その時点ではしっかりとしたものがあったということがあって、反省させていただきます。

それから、よその近隣の自治体の状況を参考にして、今回の改定案をつくったわけがありますけれども、おっしゃっていただいたように、幸田の考え方というものが、この会館だけではなくて、いわゆる料金改定をする場合に、町全体の中で、施設もそうだし、いわゆる利用料というもののあり方と、住民の皆さんに負担をいただく割合、そうしたものも全部画一的なものではなくて、それぞれ状況によって、施設の利用体系によっても違うものが、やはり、つくられてあるべきだろうなということは思いました。

今回、そうした状況まで至っておりませんので、できる方策として、近隣の現状を見つめて幸田におおして考えたという状況でございます。深くそこまでの根拠がなかったというところが事実でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 協議会を開催するにあたって、近隣の状況はこうですよと、それは、必要な資料だと思います。

私は、それを否定するものではない。ただ、協議会の進行とか運営の関係はあるにしても、結局、あなた方自身がこういうものを出して、どこに考え方があるかと言ったら、ものを言わずに、さあ、皆さんどうでしょうかと、この辺が落としどころですかと、こういうような対応をされるということに問題意識を持っております。

したがって、そういうことが、今後、近隣の状況を調べよと、出してくれと言われたら出したらいいのです。その中で、出しましたよと、だが、しかし我が町はというもの

がないと、連れ小便であるし、近隣に合わせれば、天下泰平だとは申しませんが、そういうところに身を置くという点でいきますと、私は、行政として、いかなものかなというふうに思います。

それから、その一つの中で、先ほどから気になるのは、近隣の状況だといわれる、そのこと自身は否定はしないけれども、町民会館は、文化と芸術の伝道なのです。それを金もうけの対象にする。そろばん勘定が合うか合わないかという形で施設に使用料、利用料を算定される。じゃあ、その施設が持つ根本的な問題として、芸術とは何なのか、文化何なのか、それにかかわって町民の文化水準、芸術水準を引き上げていくと、そのひえきをする、披露をする場という点からいったら、利用料設定の仕方というのは、私はきちんとあっていいのではないのかと、それが、近隣状況に合わせてやっていくというものの考え方について、どういう考え方でおやりになるのか、近隣なのか、それとも文化と芸術の伝道で、それを町民の中に根づかせていく、広めていくという点での感覚はどうですかということです。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 町民会館ができたことによりまして、幸田町の文化レベルが上がったという思いは持っております。

本当に一堂に集まる場所がなかったということもあつたし、いろいろな芸術を見るという機会もこれまではなかった。

それが、ハピネスができたことによって、幸田町民が非常に芸術文化ということが身近になってきたということは、現実の問題、自分も思いますし、この間、第九のイン幸田というのがありまして、町民の方々初め、140名の方がおみえになったわけですが、その中で、ソリストというプロの方がおみえになりまして、これは、皆さん、幸田町民の方々ばかりでありまして、幸田町民会館ができたことによって、そこで経験をしたことがひいては、そうしたピアニストだとか、テノールだとか、バスだとか、声楽家になられたというようなことを聞いたときには、確かに、お金というものでもなく、そうしたことが、重要な意味だということは、よくわかっています。

ですから、必要経費をどういう部分、どこまでが、その会館の必要経費だということにポリシーがあるかということにもなると思いますので、そうしたものを、また、全町的につくる時期がいずれ来ると思っておりますので、現状は、本当に参考にできるものだけで提案をさせていただき、また、一歩で進めればいいかなというふうには考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの議論から、私は、一番気にしているのは、金もうけをしようよとは言いませんけれども、貸館にすればどうだと、貸館にすれば収支があつて、もうけが出るじゃないかという議論がございました。

貸館にするのだったら、何も町民会館ではなくて、ほかの施設でやればいいのです。まさに、根本的には、貸館ではないですよと、時の町長がつくられて、貸館いかんとは言いません、いかんとは言いませんけれども、町民会館のスタッフを充実して、自主事業をやれよと、そのころは、指定管理という選択肢はなくて、その次の町長がぱっと食

いついたもので、いろんな問題があるけれども、そのときに、町長は、文化芸術の事業でやっていったときに、どうやって帳尻をうまく合わせるかと言ったら、帳尻合うわけじゃないじゃないですか。自主事業をやればやるほど赤字になる。赤字になるから、一般会計から補填をする。一般会計しても、あなた方は、釈迦に説法だけれども、一つの団体をおさえようと思ったら、1年先、2年先、場合によっては、3年先に金をつけておさえないと、しかし、自治体の会計は、年度会計だという形で、議会に内緒内緒で、最終的には、1億4,000万円、埋蔵金をつくってしまった。私は、それがいいではなくて、この仕組みでやっていったら、埋蔵金つくらなかつたら、運営できないよという形なのです。

それは、自主事業をやればやるだけ、そういう面がある。そうしたときに、おいそろばん勘定でやって、貸館のほうがいいじゃないかと、それだったら蒲郡の会館を見ればいいのです。蒲郡は、前に申し上げた貸館そうろう、自主事業を要らんことをやるなど、市の金が余分ではないかという形でいくと、じゃあ、何でつくったのだということになるので、私は、自主事業を大いに旺盛に進めていくと、そのことによるプラスマイナスの関係が出れば、指定管理料をきちんと算定すべきだろうなというふうに思います。

そうした中で、気になるのが、先ほど来の中の答弁で幾つかあるわけです。

1つは、消費税対応だよと、こういうことを言われているのです。消費税対応という意味合いは、10%を想定したのか、それとも、現実にもう8%になっておりながら、指定管理料は5%しか見てないわけだ。

ということは、健全財政だと、プライマリーバランスだといってぎゃあぎゃああしめておいて、制度として消費税が5%から8%に上がっても、そんなのは見てやるかと言って、指定管理料を低くおさえることが目的というような形で、今日まで耳をかさずでやってきた町長、そういう中で、こういう問題について、今回の値上げについては、消費税対応がありますよということ。もう一つは、いつの間にか、ことしの3月の予算特別委員会でも、決算の特別委員会でもしてきました。

女性の会が目的使用を目的外使用をしている。その施設については、金取れ必要があるから取れ、嫌だと言っておきながら、先ほどの答弁は、実費相当分ですよと、これはいただいておりますよということですよ。それは、やればいいのです。

しかし、そういうことを、議会が指摘を受けながら、何ひとつ改善しなくて、ものついでにカメラヤと同じように、女性の会の衣装展示室は、実費相当分を徴収しております。

じゃあ、幾らでいつからやった。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） まず、消費税も今回の値上げの中で、光熱水費と合わせて消費税もということを申しました。

これは、今後、10%になるということではなくて、2014年、平成26年度のときに、5から8になったというときには、現実、指定管理料についても見直しはしてございませでしたし、開館以来、料金改定をしないということとございしますので、こうした意味も、そこに入っております。

10%のことを、勘案もちろんしていないということでございます。

それから、女性の会でありますけれども、これまでも女性の会のいわゆる場所にかかわる経費については、文化振興協会に支払うべきだという御指摘をいただいております。

これまでの行政財政目的外使用の件と区別をするという意味で、そうしたことを御指摘いただいたと思っております。

現実的には、年度途中でございましたので、10月1日付をもちまして、文化振興協会と町と覚書を結びました。

その内容というのは、女性の会が町に貢献していることを受け、女性の会が継続して利用する場合、その利用料は無料とする。しかしながら、そこで発生をする修繕だとか、備品にかかる必要経費については、女性の会と町とで負担をする。文化振興協会に一切委ねることはないというような形で、場所代イコールということではありませんが、できるだけの前進を図る上で、そうした覚書を結んで、契約的にも明確にしたいなということで、これまで進めてきたところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 消費税の関係は、制度が変わっても我が町は5%のままだよと、こういうのは、どういう理屈をつけても成り立ちません。

だから、結局、5%から8%の増税負担は、指定管理者たる文化振興協会が負担をしてきたと。実質的に、その分だけして管理料が減ってきているわけです。減ってきて、あなた方は、それを頑として認めなかったというのは、いかななものかなと、自治体の長として、国の制度として変わった私は反対ですよ。反対だけれども、制度として負担がかけられたときに、俺は嫌だよと言って町民が、こんなもの8%払えるかと言ってまかり通るかといったら、まかり通らないわけだ。それほど幸田町のトップの考え方は、極めていびつだということなのです。

それと、もう一つは、今、女性の会の関係で言われました。

施設目的外使用という形で施設の使用料相当分ではないですよと理由があります。喫茶店のカメラについて、127万円です。

127万円は取りませんよと。あと、それぞれ場所代という形ではないけれども、町と指定管理、あるいは、女性の会と覚書を結びましたと、ですから、それは具体的に幾らに相当するのか。場所代に相当はしておりませんと言われるなら、それでいいとは思いません。

そういう答弁を求めて、たらいのふちを回るので、要は、127万円が、カメラの場所代だと、カメラのちょっと小さいということで、じゃあ、それを若干下回るという点でいけば、どういう内容で協定を結ばれたのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 確か、面積が98平米だったと思います。

カメラが127万円だと、おおむね100万円程度ということのを暗に言えるのかなということで、では、その覚書の中で、その100万円相当額が、その覚書に書いてあるのかというと、もちろん金額では、書いてあるわけではございません。

女性サロンにかかる管理物件の修繕及び備品の購入等については、幸田町、または、

幸田女性の会の費用と責任において実施をするということで、文言としては書いてあります。

それが、幾ら相当ということは、今後、発生する事象も含めてあるわけでありますけれども、100万円相当額かということ、そうでもない、文言覚書の上では、そうした両方が一部ずつ確約をして持っているという状況でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 値上げの必要性について説明を求めたいと思います。

11月30日の中日新聞でございますが、皆さん御承知だと思いますが、毎年の修繕費も膨らんでいるので、値上げの議案を提出すると、こういうようなことが書いてございました。

この毎年の修繕費が膨らんでいるということに関しまして、どういう費用が幾らぐらいかかるのという単純な疑問について、これこれこういうものがこれぐらいかかる状況であるということ、それから、当面どうしてもやらないと現在の興業とか催し物を維持できないと、当面、こういうものをやらないと、もうがたっと質が落ちて興行できないと、催し物ができなというような物は、どういうものがあるのかということと、それから、そういうものを踏まえて、来年度はどうしてもこういうものがやりたいと、やらないと維持ができないというものが想定なり試算されておりましたら、お答えをいただきたいということで質問を出しました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 町民会館20年が経過いたしまして、本当にこれから維持修繕費というのが、どんどん出てきております。

これまでも、少しずつは、修繕費を各年度の予算の中に組み込みながら、直してきた部分もありますけれども、当面、この中長期的な計画で、長寿命化計画というのを作りました。

このことで、当面、この5年間の中に、見込み総額を13億3,600万円として出しました中身は、自動火災報知機の更新であるとか、中央監視装置の更新だとか、屋根、外壁の改修、それから、LEDダウンライトの更新とあります。それらを含めると、13億3,600万円という大きな数字の中身であります。今、一番心配をしておって、すぐにやらないければならないなという思いがありますのは、音響と照明でございます。

今、実際に興行を打つ中でも、その音がいいということの評判もあるわけですが、いつ壊れても怪しくない、それから、照明につきましても、突然切れる可能性もあるというような御指摘もありまして、これは、直近いたします平成29年度の中で、改修工事ができないかなというような思いではおります。

ただ、幾らぐらいかけてと、先ほど、大きな数字を申しましたけれども、平成29年の中で、どのくらいの金額をかけていくかについては、まだ、当初予算の策定中ござ

いますので、全体の中での町民会館の修繕費を幾らにするかということについては、まだ、決定はしていませんが、主な修繕としてさくら、つばきホールの音響と照明、冷温水発生機等のポンプの更新、これらにつきまして、今すぐにでも実施はしてまいりたいという内容となっております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

以上をもって、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、教育部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前の第58号議案の質疑の中で、水野議員から御質問をいただきました営利を目的とする3ホールごとの件数等につきまして、改めて調査をしなければ数値が出ませんので、今会期中におきまして、資料提出をさせていただきたいと考えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

大変申しわけございませんでした。

○議長（浅井武光君） 次に、第59号議案の質疑を行います。

3番、稲吉照夫君の質疑を許します。

3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、お聞きしてまいりたいと思います。

放課後児童クラブは、共働きの世帯にとっては、非常にいい制度であり、ありがたいことだと思いますが、手数料の見直しということですが、これにより、児童健全育成事業の内容が変わるかどうかをお聞きしていきたいと思います。

まず、最初に改正後の手数料は、近隣市との比較して高くなったのかどうか、また、サービスの内容がどのように変わるのか、お聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の放課後児童健全育成事業手数料の改定後の近隣比較とサービスということでもあります。

まず、近隣比較の関係でございますけれども、本町の放課後児童健全育成事業手数料は、おやつ代を込みの手数料としております。

近隣市の多くは、おやつ代を別途徴収という形になっております。

岡崎市につきましては、1日100円、蒲郡、西尾市は、月1,000円を徴収しています。

これによって、例えば、月20日利用した場合のおやつ代を含めた金額で御報告を申し上げますと、岡崎市が通常7,000円プラスおやつ代が2,000円ということですので、9,000円になります。

蒲郡市が、4,000円プラス1,000円ですので、5,000円、ちょっと安くなります。西尾市につきましては、5,000円プラス1,000円ということで6,000円という状況になります。

また、学校の長期休業期間である夏休みの8月分、今回、改正で8,000円をお願いしているわけでございますけれども、岡崎市につきましては、通常より2,000円の加算プラスおやつ代が2,000円ということで、合計しますと1万1,000円、蒲郡市が、7,000円プラス1,000円で8,000円、西尾市が1万2,000円プラス1,000円で1万3,000円という金額になっております。

本町の場合は、条例では、提案させていただいたとおり、以内規定という形をとっておりまして、限度額を定めております。幸田町手数料徴収条例で限度額を定めたものにかかる手数料を定める規則というものを制定しておりまして、こちらで10日以下の利用の少ない方については、半額の料金として行っておりますので、引き続き、この点についても継続していきたいと考えております。

また、サービスの向上ということでもありますけれども、時間の延長、そして、減免規定を新たに設けていきたいということもあわせて進めていきたいと考えております。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 今、時間の延長等々をいうことがありましたですが、現在は、放課後、平日ですと18時までということになっておりますが、これが、19時ぐらいまでになるのか、その辺の時間的な配分はどうでしょうか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 利用時間の件でございますけど、今回の改定、引き上げに伴いまして、現在、先ほど、議員から言われたとおり、小学校の休業日、土曜日とか夏休み等につきましては、7時45分から午後6時まで、そして、休日以外、平日の授業がある日につきましては、午後1時から6時までが開所時間というふうに定めておりますけど、今回、この見直しに合わせまして、利用時間の延長につきましては、今、7時までというお話がありましたけれども、午後6時を、できれば午後6時半まで延長する方向で、今、調整検討を進めている最中でございます。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 終わる時間も30分長くなるということで、お迎えに行く親御さんにとっては、少しゆとりができて安心かなと、事故防止だとか、そういった面で生活が豊かになるというのか、ゆとりが持ててよろしいかと思うのですが、また、長期休暇の話も出ましたのですが、長期休暇中においては、保育園では、今、7時半から朝受け入れがあるというふうに聞いておりますけれども、学校の児童クラブにおいては、7時45分ということで、やはり、子どもさんを、保育園児を抱えた方、小学校を同時に抱えた方がみえるわけですので、その辺のところも15分早くということも当然要望も出るかと思いますが、その辺のところはどうなんですか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 現在、検討しているのは、利用の帰りのお迎えの時間については、延長を考えております。

当面、そういうことをまずはやらせていただいて、保育園は、現に確かに7時半から長いところだと8時、そして、7時の園が2園ということで、延長保育を取り組んでおりますけれども、まずは、帰りのお迎えの時間を延長に取り組むことを優先課題として取り組みまして、今後、状況を見ながら、7時30分からの開所ということにつきましては、今後の課題というふうにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） 児童クラブは、非常によい制度だと思いますし、また、そういう制度があることによって、子どもたちが安心して育てられる、そういう環境が整うかと思っております。

そういった意味において、今、どこの家庭も生活が多様化している現状ですので、そういったいろんなことのケース・バイ・ケースを考えていただいて、よりよいサービスができるように、今後もどんどんと進んで検討願うことをお願いして質問を終わります。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 町は、これまでも児童クラブの受け入れ拡大というか、第2クラブを随時設置する中で、全小学校6年生までの受け入れ拡大に取り組んできております。

今回、見直しをさせていただきますけれども、こういう引き続き、まだ2つばかり残っておりますけど、早期に、全小学校、全学年の受け入れの体制を整えまして、サービスの向上に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 3番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 児童クラブの引き上げ、33%の引き上げというのは、まさに子育て世代を直撃するものであります。

今回の見直し、引き上げ、児童クラブを発足をし、制度化されて以来、3回目の引き上げになるかというふうに思うわけでありまして。

そうした点で、引き上げをしていくということは、やはり、引き上げることに子育て支援が遠ざかるものではないかなと思うわけでありまして。

そこで、お聞きをするわけでございますが、今回の引き上げが児童クラブの運営費を今まで4分の1を保護者負担金としていただいていたよということで、それが、今度は3分の1を負担をお願いしたいと、3分の1というと、何か、ごみ袋のときもそのようなこと言われたような思いがあるわけですが、この4分の1から3分の1に引き上げる根拠というものについてお尋ねをしたいということと、運営費、平成27年度でいいますと、平成28年度でも結構ですけれども、この運営費が4分の1が幾らで、3分の1になると幾らになるのか、合わせて答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、今回の放課後児童クラブ手数料の運営費4分の1程度から3分の1程度ということで御理解をいただきたいと思います。

決して、ごみ袋にならったわけでもございません。国は、新しい新制度になってから、小学校の全学年を対象とした放課後児童健全育成事業を実施しなさいと、こういうふうに国から示されているわけで、国は、運営費の半分程度、負担をいただいてもいいじゃないかというのが、国の考え方でございますけれども、そこまではということで、現状を運営費4分の1程度ということであります。

ちょっと平成27年度の数字で申しますと、済みません、ちょっと平成27年度の数字が、今、手元になくて、平成28年度の数字で申し上げますと、全体の運営費を平成28年度の当初予算では、7,737万8,000円というふうに見込んでおります。

そのうち、町の歳入予算で見込んでいるのが、1,838万7,000円、これが、24%、約4分の1程度に当たるということでございます。

今回、3分の1程度ということでありますので、それに見合うようなシミュレーションをした結果、大体、見込みとしては、2,430万円程度を6,000円、8,000円で、今の平成28年度のこれは中間期9月末までの利用実績に応じて、今後、見込みを立てまして、見込んだ金額が、約2,430万円程度ということで、これが、大体、運営費の31%に当たるというふうに見込んだところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成28年度の予算ベースでいえば、1,837万7,000円で27%で、これが3分の1負担ということになると、2,430万円ということで、約大体600万円の引き上げを図っていくということで理解をしてよろしいかということでございます。

それで、先ほど、この引き上げに伴って説明の中では、生活保護世帯、ひとり親世帯、遺児家庭の軽減を考えているよと、合わせて時間延長もということで30分をとというような、先ほどの答弁でありました。

そういうことで、サービス向上に努めるよということと同時に、6年生まで受け入れているよということであったわけですが、しかしながら、現状は、6年生、いわゆる足切りがありますよね。ということは、施設が、そこまで見合っていないと、対応できていないという現状がある中で、引き上げを図っていいのかということでございます。

やはり、6年生まで誰一人漏れることなく全ての希望する子が入所できるようにしていく、それこそが、サービス向上につながるのではないかというふうに思うのですけれども、その点については、待機児童を出さない取り組みということで、順次、拡大をしているわけですが、実態として、なかなか施設の拡充が厳しい部分があるということはわかってはいるわけですが、それに対する手立てというものも必要であるわけでございます。そうした点で、やはり、そうした希望する子が全て受け入れられる時点で考えてもいいのではなかろうかということですが、その点についてはいかがかということとであります。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、先ほど、私が申しました平成28年度の当初予算の1,838万7,000円、これは、全体運営費の24%でありましたので、24%ということで御理解をいただきたいと思います。

また、確かに残り、小学校でいうと深溝小学校区と坂崎小学校区、こちらについては、第2クラブの設置がされておられませんけれども、深溝の第2クラブにつきましては、平成29年4月からということで、こちらのほうは、今年度、それらの必要な工事費、空調整備とか備品購入費の予算をつけておりまして、間違えなく平成29年4月から深溝については、第2クラブを開所できるというふうに調整がされております。

また、坂崎小学校区につきましては、坂崎小学校、校舎の増築に合わせまして、こちらについても第2クラブのほうを、平成30年4月から開所できるという見込みもほぼついた、こうしたことから、先ほど申しましたように、現状4分の1程度という負担をせめて3分の1程度お願いしたいということで、今回、お願いをするということでございます。

確かに、現状、6年生まで全て受けきれないという、実際には、待機児童が発生しているのも事実でございますけれども、できるだけ私どもとしましては、年度途中の申し込みがあった場合につきましても、クラブの状況、出席状況とかいろんな現場と調整をしながら、極力、まずは、低学年の方を優先的にお受けする中で、高学年、若干、お待ちいただくこともあるかもしれませんが、どうしても、やっぱり、低学年の方をまずは優先していくということが、一番その方向がいいのかなということで、できるだけ待機児を出さないような取り組みをしているところでございます。

現在の状況におきますと、12月1日現在で、申込者が730人に対しまして、受け入れ総数は701人、これは、平成28年4月は、665人に対しまして614人ということで、年度途中からも随時受付をしながら、また、極力、低学年を中心に受け入れをしていく中で、87人ほど受け入れもしているというのが実態でございます。

待機児童につきましては、残念ながら4月の時点で55人が、現在は、29人という状況になっておりますけど、そうした形で努力をさせていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 実際、6年生まで拡大といいながら、現在、29人も待機者がいるということからすれば、やはり、そうした子育て世帯に対する支援体制が、まだまだ不足をしているということをおっしゃるを得ないわけであります。

これは、実際に6年生まで拡大をしているところで発生をしている問題でございます。そういうことからすれば、新たに第2、第3児童クラブ、これができてもそのようなことも待機者が出ることも予想をされるわけであります。

また、配偶者控除の拡大や、あるいは、配偶者手当の半減とか、いろんなそういう要素も相まって、女性が外に出る、共働き世帯がふえるということも予測もされるわけでありまして、そうした点においても、これからはたちごとではないわけですが、やっぱり、そのような事態が出てくるということからすれば、やはり、施設の充実、

これを万全に整えていく、そういう観点も必要でなかろうかというふうに思うわけであり
ます。

そうした時点で、確実にサービスが提供できる、このようになってから、体制を整え
るべきだというふうに思うわけでありますが、残念ながら中途半端な時期に、やっぱり、
こうした子育て支援に逆行するようなこと、使用料の引き上げというのは、やっぱり、
見直し、撤回すべきではないかなというふうに思うわけであります。

そこでまた、軽減対策について、お尋ねするわけでありましてけれども、ひとり親世帯、
生活保護、遺児家庭などの軽減対策については、どのような手当をを考えておられるの
か、その点についてお答えいただきたいということと、それから、先ほど、時間延長と
いうことも説明の中でも言われておりまして、何時にするかまだわからないよというこ
ともお聞きしたところ言われた経過もあるわけですが、その時間延長、6時半ま
でというようなことを言われたわけでありますが、これは、例えば、保育園でいえば、
通常の11時間の保育時間、これにかかわるわけでありまして。この時間と同時間とい
うことからすれば、時間延長ということからすれば、私は、やっぱり、保育園では8時、
ほかの深溝や大草等では、7時という時間設定をしております。

そうした点で言うならば、私は6時半ではなくて、7時までの時間延長ということで、
実態に即した保育園と、同時刻の時間延長にすべきではないかと思うわけでありまして。

その点について答弁がいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、軽減対策の関係でございます。

今回の改定に合わせまして、来年4月から生活保護世帯、そして、ひとり親世帯の方
たちに対する減免規定と申しますか、減免措置を導入していきたいというふうに考えて
おります。

内容的には、生活保護世帯の方につきましては全額免除、ひとり親家庭の方につい
ては、半額を免除をしていきたいということを考えております。

あと、今、先ほど、時間延長の関係で、保育園と同じように午後7時までの延長をと
いう御意見であります。当然、長ければ長いほうが、保護者の方にとっては御都合がい
いわけでございますけど、やはり、そうした延長に取り組むことになると、やっぱり
職員の配置、支援員の増員、または、そういうことも考えていかなければならないと
いうことで、当面、私たちとしましては、6時半まで、これをぜひ実現する方向で現場
と調整させていただいております。まずは、そこに取り組みながら、今後、また、い
ろんなニーズにお応えする、把握する中で今後の課題とさせていただきますと思
います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ひとり親世帯で半額というふうに言われたわけであり
ますが、この使用料の設定に当たっては、10日以下の場合は、利用については、半額になっ
ておりますが、例えば、生活保護の場合は、全額免除でありますので問題はないわけ
ですが、ひとり親世帯の場合ですと、半額ということは、10日以下になったら10日
以下の使用料の、また、半額ということになるのか、その点についても、お答えが
いただきたいと思っております。

次に、保育園で6時半を超えて7時まで利用をされている世帯は、何人ほどいるのかということでもあります。

ですから、今までずっと保育園の時間延長、それから、児童クラブの時間延長ということで、後追いで児童クラブが時間延長をされてきた経過がある。また、1日利用についても朝の9時だったのが、8時になりというふうに、順番に保育園の保育時間帯に合わせる形の中で、拡大をされてきた経過があるわけですがけれども、今回、6時半という中途半端な時間は、これは、新制度のもとでの11時間の保育時間帯の設定であります。

そうした点でいえば、時間延長にはならないわけでありますので、その点について言えば、私は、午後7時までということで、やはり、保育園に上がっても安心して預けられるよという、そういう時間設定にすべきではないかと思うわけであります。

そうした点で、7時までの利用されている世帯数について、答弁がいただきたいです。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、軽減の関係でございます。ひとり親世帯の場合は、利用が11日の場合は、先ほど言ったように半額ということですので、8月分が4,000円、8月を除く月が3,000円というふうになります。

これ後利用日数が、10日未満の場合は、もともとの料金が半額になりますので、8月分が10日以下の方は4,000円になるところを、またさらに半額の2,000円、8月を除く月につきましては、3,000円となるわけでございますけれども、これを1,500円に、半分にするということでございます。

あと、保育園と同じように11時間のということでもありますけれども、放課後児童クラブにつきましては、この新制度で11時間とか、そういう決めはなかったというふうに私は理解をしているわけでございますけれども、その地域の市町村の実情に応じて、時間設定はできるというふうに、そういう認識であります。

そうした中で、これまでも8時を7時45分から、これは、夏休みとか、長期休業期間だけではございますけれども、8時を15分前倒しという取り組みをこの間やってきております。

これを今回6時をせめて6時半ということで、まずは、ここで一つ区切りをさせていただきながら、先ほど言ったように、またニーズを見ながら、これが今後の検討課題というふうにさせていただきます。

ちょっと保育園の6時半以降の利用人数が、ちょっと私は手持ちに資料がございませんので、済みません、また、わかればお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） せっかく、時間延長をされるわけでありますので、保育園の延長時間の設定と、同じ時間帯に延長するというので、やはり、サービス向上というならば、その辺の配慮も必要ではないかということでございます。

子育て支援の新制度になってから、保育園の保育時間が11時間という設定になって、通常の保育時間になったわけでありますが、児童クラブについて設定があるわけではありません。

ただ、保育園、子育て世帯で共働き世帯である場合は、保育園のときからずっと働きながらフルタイムで働いているという人が多いわけですので、そうした点で、保育園から小学校に上がったときに、小学校の壁ができて、働き方を変えなければならないという人も出てくる。そういう中で、そのまま継続をして働けられる、その時間帯を保証していくためには、やはり、6時半というのではなくて、7時までの時間設定にしておくその考えについて伺ったわけでありますので、その点について、ぜひ、そうした取り組みも、あとは、人の配置でございますが、人の配置ができるなら、そのような取り組みもしていくべきではないかということでございます。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 先ほどの保育園の延長保育の利用実績というか、実態でございますけど、午後7時まで、6時半から7時までの利用の方が全園で43名、それから、19時から19時30分までの方が1名、それから、20時までの方が10名という状況でございます。

これは、平成27年の実績ということになりますのでよろしく申し上げます。

先ほど来、保育園の延長に合わせて同じ19時までという御意見でございますけど、何度も申しわけございませんけれども、やっぱり、現場の人たちと実際に働いていただくのは、現場の職員でございますので、その方たちの人の確保、そして、意見、今の実態、そういうものを踏まえて、せめて、今、最大限6時半というふうに、私どもは考えております。

また、今後の課題につきましては、一旦、ここで6時半を目標に取り組みさせていただく中で、また、引き続き検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

次に、15番、水野千代子君の質疑を許します。

15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今回、放課後児童クラブの手数料の見直しでございます。

影響額につきましては、今、お答えをいただきました592万円ということで影響額があるということでございます。

今回、減免規定を設けるということでございます。減免規定も、生活保護世帯が全額免除、また、ひとり親世帯、これは、児童扶養手当受給者だというふうに思うわけですが、この方たちが半額ということでございます。

それぞれ、対象人数をお聞かせを願いたいと思っております。

できましたら、学区別でお願いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、影響額につきましては、先ほど、592万円ということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

ただし、減免規定を設ける関係で、その分が、約135万円程度減免になるのではないかなど、後で対象人数を申し上げますけれども、そういうことで見込んでおりますので、実際は、450万円程度が、これは、あくまでも平成28年度の現在の状況で積算

した金額でありますけど、450万円程度が影響額というふうに把握をしているところでございます。

それから、ひとり親家庭の対象人数ということであります。

今回、当初は、ひとり親家庭、国の児童扶養手当の受給者ということで、これは、岡崎市とか近隣でもそういう国の手当で考えておるところがありますけれども、私どもとしましては、所得制限のない幸田町独自の遺児家庭扶助費、これは、対象者は、国の手当と同じような対象者になります。

ただし、年齢が15歳までということで、中学校卒業までと、児童クラブは、小学生対象ですので、こちらの手当ての受給者で把握、同じ子ども課でやっている業務でございますので、そういう遺児家庭扶助費の受給者ということで、今回は、考えております。

そして、対象者全体では、これは、平成28年12月1日現在ということでお願いしたいと思っておりますけれども、41世帯、利用人数が49人という状況でございます。

ちょっと小学校ごと人数が、ぱっと出ないものですから、全体だけで今回はお願いしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） この全体で41世帯、49人ということでございます。

学区別もすぐ出るのではないかなと思っておりますので、後ほども答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、今。父子家庭をお聞きしようかなと思ったわけでございますが、遺児家庭扶助費をもらっている方と、所得制限も設けないということでございますので、これは、結構でございます。

それから、あと、生活保護も所帯、要するにひとり親世帯と生活保護の世帯、人数をわけてお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、時間延長でございますが、先ほど、18時までだったのが、18時30分延長ということでございます。

これは、保護者のニーズを聞かれて、意見を聞かれて、30分延長となったのか、例えば、担当のほうで、これぐらいが適当かなということでやられたのか、その辺は、ニーズをお聞きした上での30分延長なのかということをお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 後ほど、小学校別のひとり親世帯の人数については、御報告を申し上げたいと思っております。

先ほど申しました41世帯の中には、父子家庭の方も含まれておまして、2世帯で児童数でいうと3人という状況になっております。

それから、あと、時間延長の関係でございますけど、今回、6時半までということで検討を、調整を進めているわけでございます。

実際、現場のクラブのお迎えの時間、やっぱり、6時ぎりぎり、または、ちょっとおくれてくるよという方たちもクラブによってはおみえになると、そういうこと、そして、やはり、この間、議会の中でも時間延長という話は、私ども聞いております。

小学校に上がったら、保育園は延長を取り組んでいるのに、上がると6時までという、

そういういろんな御意見も踏まえて検討させていただいたところでございます。

それから、先ほどの児童クラブ入会者のひとり親世帯の関係でございますけど、坂崎小学校で1人、それから、幸田小学校で19人、中央で16人、荻谷で5人、深溝で7人、豊坂で1人という状況でございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 今、ひとり親世帯の人数というふうに思うわけですが、生活保護のほうは、何人でしょうか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 済みませんでした。生活保護世帯の受給者の方につきましては、現在、入会者はいませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） わかりました。生活保護世帯の場合は、現在は、いないということで理解をいたしました。

時間延長のことでございますが、やはり、私はこれは、利用している人たちの要望を聞くためにも、やはり、一度、アンケートなり、やっぱり、抽出して何人かに時間延長はどのくらいかなが希望ですかというような、やっぱり、こういうようなことを、私は聞いていただきたいというふうには思います。

先ほどにも、部長が答弁されましたように、今回の見直しに当たりまして、そのサービスを向上するのだという、そういうことも言われました。

ということは、やはり、私は、相手の要望を聞いて、それに答えるのがサービスの向上の一つではないかなというふうに思うわけでございます。

それから、先ほど、サービスの向上の中で、やはり、どこの学区の放課後児童クラブにいたしましても、それぞれの環境は、それぞれのクラブによって違うと思うのです。

例えば、そのクラブの実施している部屋が小さいだとか、あと、空調の関係で特に8月の暑いときには、クーラーもなくて大変な思いで1カ月過ごしたとか、そういうこともあるかというふうに、それぞれ違うというふうに思いますので、サービスの向上であるなら、どこの児童クラブも放課後児童クラブも、やはり、統一した、どこのクラブにいてもサービスは一緒だよと言えるような、そういう私はクラブにしていきたいなというふうに思うわけですが、その辺に対してのお考えをお聞かせをください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まずは、今回の来年4月から時間延長6時半まで取り組む中で、今後、その状況を踏まえまして、また、利用者の方々から意見を聞くような機会を設けていきたいなというふうに思います。

あと、先ほど、クラブによって環境は、部屋の大きさとか、環境が違っていると、これは、当然のことながらであります。

ことしの夏、非常にある小学校の教室がすごく暑くて、私たちは、スポットクーラーで対応し切れると思っていたら、とてつもない誤算があつて、そういうことがないように、次年度、今、予算要求中ではございますけど、そういったところにもきちんと空調

設備を入れて、今、一応、全部の児童クラブ、一応、エアコンは完備されておりますので、そこだけは、ちょっとない状況でございますので、そんなことも考えながら、やはり、条件はできるだけ同じようなもとのクラブ運営ができるような、そういうことは考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先の町民会館の使用料の値上げと、基本的は一緒ということなのです。

ですから、近隣の問題を取り上げられるということと、もう一つは、運営費の4分の1から3分の1に引き上げるというような発想、それは、基本的には足元がどういう状況であったにもかかわらず、値上げが先にあるのだと、先に値上げありという形で、あと、へ理屈をつけてどうやってもっともらしくするかということだと思っております。

これは、学校の給食食器の変更でも一緒ですよ。

皆さんの声を聞くということよりも、教育委員会が、変更先にありきと、後に条件整備をやって、もっともらしくどうやるのだということの知恵を出して、そのことによる子どもたちや父兄への影響というのは、二の次、三の次というのが、現状ではないかなと、今回のこの59号議案についても私は一緒だろうと。

ですから、町内の中においても施設の条件というのは、全部違うと。あなたの言われたように、町外の関係も全部違う。それを全部足並みをそろえることが、適切か、足並みそろえて高いレベルにそろえるのが一番いいわけで、私は、必ずしも置かれている条件からいって、全部、同一のレベルにはならないだろうというのは、内容が、どうなのかということが、私は、斟酌をされる。そのことによる手数料は、どうあるべきかという点を、私は、考えるべきだと、近隣先にありきという感覚でやっておられることについては、私はおかしいじゃないかと、物差しが違うのではないかとということなのです。

そうしたことも含めて、じゃあ、少なくとも、今、議論もありましたが、町内のそういう施設の統一化という点で、どういうふうにされるのかということと、もう一つは、運営費の4分の1から3分の1、それを近隣と比較対象をしてどうなのか、どういう位置になるのか、先ほど、岡崎、西尾の例が出されました。

その岡崎と西尾の例についても、みんな条件が違う。条件が違う中で、ガラガラボンで出して足して2で割るというような形の平均値というのが、現実にそれがいいのか、出し方としては、それはあるでしょう。あるでしょうけれども、実際にそこに通わせている父兄の負担という点からいって、それは、いかがなものかなと。どういう斟酌なのか、どういう物差しなのかということなのです。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の改正の検討に当たっては、当然ながら近隣市の放課後児童健全育成事業の手数料、これも、当然、参考はさせていただいております。

また、当然、近隣市においても、児童クラブの施設環境といいますか、運営状況、これが、異なることは当然承知をしております。

例でいいまして、岡崎市は、47小学校区がありますけれども、ここの中で、岡崎市は、児童クラブといいませんで、児童育成センターということで名称を名乗っておりますけれども、公設38が小学校区47のうち38が設置をされております。蒲郡市につきましては、13小学校のうち、13の児童クラブ、この中でも児童館で実施しているところが7カ所、小学校内では6カ所ということであります。西尾市につきましては、26の小学校区、これは、旧幡豆子町も含めましてでございますけれども、児童館内が1つ、小学校内が23、その他として保健福祉センターというところでやっているところも含めまして26あるわけであります。

このように、確かに、当然、利用料も参考にさせていただきましたけれども、本町の場合は、現在、6小学校で12のクラブを設置ということでやっております。

本町においては、子どもたちが下校時、敷地から外に出ることのない安全面といいましょうか、下校時、移動の安全面を配慮し、これまでも学校とか教育委員会の御理解のもとに、学校敷地内のあいた部屋、または、体育館の2階のそういうところを活用させていただきながらやってきているところでございます。

当然、そこの中には、施設の規模、大きさ、面積も当然、学校によって、施設によって異なります。それによって、定員も、定員枠もそれぞれ学区ごとに変えておりますし、最低基準というのがありますので、それを下回らないような、そういう中で定員を設定し、受け入れをしているというのが現状でございます。

最低でも、やっぱり、先ほど申し上げましたように、空調とかそういう環境面は、やっぱり、最低、完備しないと、学校は夏休みは休業でございますけれども、児童クラブは、夏休みも、冬休みも春休みもやるということになっておりますので、その辺は、最低限統一はしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁のように、それぞれ条件が違う、施設の状況も違う、そうした中で、まず、それを先にやるべきだと。ですから、結局、前足をかいたなど。値上げ先にありきで前足をかいて、あと、いろいろ言われたら、これから、今後、整備していきましょよというのは、私は、後追い行政だなど、後追い行政の中でいくなら、町長が子育て支援だといって大上段に構えるけれども、その足元はどうなっているのだと、言葉あって中身なしと、ついてこないじゃないかと、こういうのが今回の値上げの内容だなどというのが見えてくるわけです。

したがって、あなた方自身が、町長の掲げる子育て支援とは何なのかという点からいくと、余り申し上げていくと町長が孤立無援の状態になる、これは、間違いわけですということで、つまり、子育て支援というのは、耳さわりがいいけれども、それを実際の姿をここで具現化していくというのは、かなり難しいです。

そうしたことで、じゃあ、何をやっていくかといったら、値上げだよとか、値上げ先にありきでやってこらえるという点でいくと、それでよしとするならば、子育て支援とは何なのか、やっぱり、私はここについてくると思うのです。

そこら辺も含めて、子育て支援と今回の手数料アップというものについては、どういうふうにお考えなのか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 確かに、今回の値上げ、子育て支援に逆行するのではないかと、こういう御意見があるのは、当然だというふうに思いますけれども、何度もくどいようでございますけど、現在の保護者の負担、24%、4分の1程度ということでありまして、残りが、その他としましては、残りの運営費の4分の1程度が、これは、国と県の両方のお金が入っておりますけれども、県費補助金ということで、これが4分の1、残りの約50%、5割が町の一般財源の持ち出しという中で、この間、町も全小学校学年を対象に第2クラブを設置し、また、定員枠をふやしながら受け入れ拡大を進めてきているところであります。

こういう中で、やっぱり、年々このクラブ運営費、支援員の確保を含めまして、運営費が年々膨らんでいる中で、やはり、町としてどの程度の保護者負担が適正なのかということで、検討してきたのが、3分の1程度ということでお示しさせていただいたとおりでございます。

ちょっと参考にまで、近隣市の運営費に対する保護者負担の割合ということで、これは、平成27年度の決算の状況でございますけど、岡崎市が39.4%、蒲郡市が44.7%、西尾市が30.1%、今回の値上げとほぼ一緒ぐらいということでございます。安城市が44.8%ということで、かなりの保護者の方から御負担をいただいているというのが近隣市の状況でありますし、本町の場合は、先ほど言ったように、年々受け入れも平成27年度4月550人に対して、平成28年4月は、612人ということで、確かに、年々本当にできるだけ保護者の方たちの御期待に沿えるような形で、待機者が若干出ておりますけれども、やってきております。そして、さらに、深溝、坂崎ということで、第2クラブのほうも計画がほぼ見通しがついたという中でのお願いでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 近隣市と比較対象をして、遜色ないよと、場合によっては、幸田町のほうが先進ですよと、そういうお話を、答弁をお聞きしましたけれども、しかし、それが、子育て支援という、町長の掲げる公約に合致するかどうかという点では、先ほど申し上げたとおり。

ですから、私は、言ってみれば、子育て支援だといって大項目を掲げては、何回も何回もどんどこ大項目を掲げれば、実現するかと、子育て支援とは、お題目かと、内容が伴ってこなければ、その実態がついてこないということだけ申し上げておきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第60号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の農業委員会の委員及び幸田町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましては、昨年の法改正で、今までの農業委員の公選制が任命制に変わった、このことによるものであります。

そうした中で、この農業委員会の委員が公選制でなくて任命制になることにおいて、どう変わるのか、その点について、まず、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 農業委員につきましては、今までは、公選制と議会と団体推薦の併用で行っておりました。これを、今回、廃止しまして、推薦公募による選出と、それに基づき、町議会の同意を要件とする町長の任命制とに変更をされました。

この変更につきましては、推薦公募への変更につきましては、青年や女性を積極的に登用していくと、また、農業者以外のもので中立な立場で公正な判断をすることができるものを1名以上入れるためであります。

これによって、農地についての幅広い視点から、この公正公平に判断を下すことを目指しております。

また、認定農業者の農業委員の過半数を満たす必要があるとしております。地域の農業の主な担い手として、この認定農業者が過半数を満たすことで、担い手による農地の集積、集約化の促進とか、積極的に取り組んでいる担い手の意見が、この農業委員会の的確に反映するようになるのではないかと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで、この農業委員会というのは、農地の番人というふうに言われておまして、やはり、そうした点で、農民代表という形の中で、公選によって、選挙によって選ばれた人が、農業委員になっていたわけでありまして、そうした点で、農民の地位向上や、あるいは、業務から意見の公表、建議、そうした点が、削減をされるなど、いろんな農業者の民主的な機関という点からすれば、自立を奪いものではないかというふうに言われているわけですが、そうした点では、いかがかということでございます。

また、先ほど、今回の改正によって、青年や女性を積極的に登用する、さらに認定農業者を過半数入れていくというようなことでありますけれども、そうしますと、例えば、今までいろんな幸田町にあつては、認定農業者もいらっしゃるわけですが、しかしながら、中間産地農業とは言わないまでも、兼業によってやっていた方もたくさんいるわけでありまして、そういう点からすれば、そういう人たちが、ある一定程度の農地を持っている人たちから選ばれてこない、いわゆる大規模農業を推進するためのものではないかということが危惧されるわけがあります。

また、一方、農地利用最適化推進委員の件につきましては、やはり、農業集積を進めていくという、こういうことの取り組みの強化にほかならないではないかというふうに懸念をされるものでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 選挙のことでございますが、一応、今まで公選となっておりますけれども、実際に選挙が行われている状況は、全国で1割程度しかない、本町でも私の知る限りでは、選挙は行われてこなかったのではないかと考えております。

そういうことで、今回は、この農業委員会の改革ということで、幅広い層の意見や中立の立場の意見、また、実際、農業をやっている人たちの意見ということを取り入れていくという方向でなっていると思います。

ただ、丸山議員の言われるように、幸田町は中間産地域ではございませんけれども、結構、兼業農家が多く、幸田の場合は、集積率は割と低いほうなので、低いからこそ、こういうふうな農業委員会を、こうやってやっていかないといけないのですけれども、これがもし、修正して高ければ、農地利用最適化推進委員は要らないということになってしまうわけなのでございますが、一応、そういうことで、農業に積極的に取り組んでいる若者や女性や中立の立場の意見を集約していくということでございます。

また、この農地利用最適化推進委員の新設ではございますが、今までは、農業委員の中の任意の仕事という意味合いが、任意事務として位置づけられたものを、今回は、これは、きちんとした仕事だということで位置づけていくものでございます。

地域における現場活動を主として、遊休農地の発生防止解消を図り、農地の出し手、受け手の働きかけによる農地利用の集積集約化、新規参入の促進を主とした活動としているのが、この農地利用最適化推進委員でございます。

特に、この農地の出し手、受け手への働きかけは、今後、幸田町の場合でも高齢化や後継者不足による耕作できない小規模農家の農地や、土地持ち非農家の農地の有効利用にこれをつなげるものと考えております。

また、このため、農地中間管理機構との密接に連携も行っていきます。ということで、この規制緩和と言われますけれども、ある程度の遊休農地の集積集約化ということでのこういう大規模化ということではありますが、あくまでも大規模化をどんどん進めるための農地利用最適化推進委員ではございません。あくまでも遊休農地の発生を抑えたり、防止したり、解消していくことを主と、目的となっております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど、認定農業者を過半数入れていくよということだったわけでありまして、幸田町の中では、22人の農業委員さんがいらっしゃるわけでありまして、幸田町においては、過半数といえば、例えば、11人以上、12人以上になってくるかと思いますが、認定農業者は、現在、幸田町では、何名いらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 77名がおります。以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、いろんな角度から農業委員にということでございました。

そういう中で、中立の立場の意見というようなことで、この条件を生かして、積極的に応募する、公募をする、こういうことができるということで、そうした場合は、その人が条件に合うというそういう形の中であるならば、任命されるということがあるかとい

うこととございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 今回、この条例改正になりますと、これで公募の準備のほうを、また、進めていきたいと思っております。

また、そこによりまして、そこから、また、あと、地域の推薦ということもありますので、それを両方併用してのこととなっていくと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域の推薦という形の中で、農業委員が任命されるとするならば、今までの旧態依然という形の中で行われるというようなことの枠からはみ出さないというように今の説明では感じるわけではありますが、例えば、この新制度のもとで、やはり、農業に関心があるけれども、農地がない、そういう人たちが、やはり、中立の立場の意見という、そういうもとで応募をされてきた、そのときには、応募をされるわけですから、任命をしていくという道も本当に開けるのかということとございますけれども、その点についてはいかがかということでもあります。

それから、今回、農地につきましては、意見の公表とか建議というものをすることができたわけではありますが、今回、削除されたことによって、どのようなことが起きるのかということとございますが、その点については、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 中立の委員といいましても、まず、1名以上ということですので、町の考えていることは、1名ぐらひは考えているところでございます。

あと、今、質問が聞き取れませんでしたので、もう一度、お願いをします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、農地について、意見の公表、要するに、会議を開いたときに、意見の公表がいったり建議をするということが、きちんとその中に盛り込まれていた、これを削除してきたということとございますが、今回の農業委員会の改正によりまして、ですから、その点がどのようにになっていくのかと、ただ単に農地の利用の最適化ということで、農地利用の最適化だけをやっていくというようなことに道を開いていくものになるのではないかと、いわゆるそれが、大規模農業の拡大につながってくるのではないかと、あるいは、中間管理機構による農地集積、これが、促進されるのではないかと懸念があるわけとございます。

そうした点におきまして、幸田町では、先ほども言われましたように、大規模農業が少ないと、農地集積が少ないという地域でございます。

そして、また、兼業によって年をとっても、例えば、道の駅に出したりとか、憩いの農園に出したりとか言いながら農地を守って、そして、それがまた、農地を守ることと同時に、それが、また、生きがいにもつながる、また、地産地消にもつながる、こういう道が閉ざされていくのではないかと懸念もあるわけとございますので、そうした点についていかがかということとありますが、どうなんでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 先ほど、この農業及び農民に関する事項について意見公表、

行政庁への建議、または、諮問への答申は、法的根拠がなくても行えるため、法令事務から削除というふうに改革のあらわしには書いてございます。

農地等の利用の最適化に関する施策については、今後、この計画実行評価改善のこのP D C Aサイクルを回してこれから改善されていくということで、必要がある場合には、関係行政機関に対して施策の改善意見を提出しなければならないということで、というふうには、法令事務からは、削減されておりますが、意見を提出していくということは今後も同じようにできるということでございます。

あくまでも、この農地法等によるこの権限に属された事項については、今までと何ら変わらなく、今までどおり行っていくということで、プラスとして、この遊休農地の拡大するのを防ぐような仕事を推進農地利用的確化推進委員という委員を設けることによって、よりこの農地が、今までどおり皆さんがつくっていただけるようなほうに向かっていくということで、今回は、こういう改正となっております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までと同じように、権限があるよということであるならば、何も削除をする必要がないわけでありまして、やはり、この条例の中にもきちんとうたってそうした権限について、きちんと守っていくべきではないかというふうに思うわけですが、そうしたことが、どこで、それが担保されるのかということでございます。

また、今回の農地利用の適正最適化ということで、農地の荒廃を防いだり、あるいは、遊休農地の拡大を防いでいく、そういう取り組みというのは、それはそれとして必要なことであるというふうに思うわけでありまして、今までのやはり、農民の代表という、いわゆる農業委員会は農地を守っていく立場にあったわけでありまして、そうした役割が破棄されてきたところであります。

それが、いわゆる行政委員会としての役割を奪ってしまう。いわゆる任命公正性ではなくて、任命制になることによって、都合のいい人が、その委員になってくるということになるならば、これは、やはり、その農業委員会の自立を奪うものではないかというふうに思うわけでありまして、いわゆる形骸化していくというものはなかろうかと思いますが、その辺はいかがかということでもあります。

現在、農協法を、農業協同組合を解体をしてというようなことが、今、進められようとしているわけでありまして、こういうことが、やはり、農協法や農地法の改正と一体のもので、現在、進められているT P Pの受け入れを前提とした国内体制ではないかというふうに思うのですけれども、その辺のところは、担当としては、どのように考えられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 農業委員会といたしましては、幅広い層の人選でということ、今、考えておりますので、形骸化にはならないのではないかと僕は思っております。

また、T P P関連のこととございますけれども、農政改革の一部といえ、確かに一部だと僕も考えております。もともとが国内の農業の成長産業化を実現という例の言葉になっておるかと思っておりますので、そういう一部とは思いますが、今回の農業委員会にお

きましては、より今までの農地等による許認可は今までどおり適正に審査され、なおかつ、この遊休農地対策を中心にやっていくというのが、今回の農業委員会の改正だと、僕は、担当としては考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 法改正によって、今回の条例が改正をされる、そういう提案でございますので、そうした点におきましては、今回の条例改正、そういう中で、やはり、農業者の意見が、やはり、きちんと通っていく、また、農業者の自立をはばむ、そういうものにならないように、やはり、地域の農業を守るという立場の中で、やっぱりやっていくべきだというふうに思いますので、そうした点で、新しい新制度のもとで、よりよいさらに農民の自立を守るその取り組みも生かしていく、その立場に立つようお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 私もそう考えておりますので、この農地法等による許認可は今までどおりきっちり審査して、農地を守っていくという立場ではおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の条例制定について、定数の決め方と、農地利用最適化推進委員の新設理由などについて、3点お尋ねをします。

1点目が、農業委員会委員定数を、従来の条例で16でやったものを、今回、14とする理由。それから、2番目が、農地利用最適化推進委員、これは、新しい言葉でよくわからないのですが、定数を8としてつけ加えていく理由、それから、どういうふうを選んでいくのか、3点目が最適化委員というのは、一体、何をやって、どういうことを目的としてつくられたものか、この3点についてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） まず、初めに、この農業委員の定数の16から14にする理由ということですが。

農業委員会等に関する法律施行令第5条に農業委員会の区域内農地面積が、1,300ヘクタール以下の農業委員会の定数の上限は、14人と規制をされております。

幸田町の区域内農地面積が、1,294ヘクタールでありますので、この1,300ヘクタールに近いので、上限の14人を採用しました。

また、農地利用的確化推進委員の定数を8とした理由でありますけれども、これもまた同じように8条に農業委員会の区域内農地面積のヘクタール数を100で割って得た数、1未満は1に切り上げる、以下であると規定されておまして、上限ですと、13人となります。

現在の農業委員会の委員の数が、22名でありますので、近隣等の、先ほど、伊藤さんに言うと近隣だとぶつぶつ言われますが、近隣等の状況をいろいろ検討しながら、この農業委員等、農地利用最適化推進委員の合計を現行の22になるように、8人とい

しました。

農地利用最適化推進委員の選定方針としましては、この農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有するものの中から、農業委員会が移植するというふうになっております。

そして、この目的役割はということですが、農地利用的確化推進委員は、担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進等の地域における現場活動を行っていきます。

具体的な業務といたしましては、この地域の利用適正化について、農業者等の話し合いを推進したり、農地中間管理機構と密接に連携し、農地の出し手、受け手へのアプローチを行って農地利用の集積集約化を推進したり、遊休農地の発生防止の解消を推進していくこととございます。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

2番、伊與田伸吾君の質疑を許します。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） それでは、幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、公営企業法の定めに基づき、経営の根幹をなす事項であるということで、給水人口及び1日最大給水量の変更によるものとの説明があったかと思えます。

まず、初めに、ちょっとお尋ねをしたいのですが、こうした見直しに伴う改正というのは、必要に応じ、随時行うものなのか、定期的に行うものなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） このことにつきましては、必要に応じて改正するという事です。

前は、平成20年9月議会において、平成30年度を目標に変更しました。幸田町の人口の伸びに伴い、年度内には、4万4000人を超えるという見込みになりましたので、今回、改正をお願いをするものでございます。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 次に、38年以前に、大幅な給水人口及び1日最大給水量の増減が見込まれる場合には、見直しが必要になるかというふうに思いますけど、10年後のことですので、なかなかわからないこともあろうかと思いますが、そういう観点につきましては、どんなものでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成38年度以前、または、以降に給水人口、または、1日最大給水量を超える場合は、改正が必要となります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 今回の改正につきましては、平成38年度を目途ということで改めるものということは、先ほど申しました。

第6次の幸田町総合計画の基本計画年次であります平成37年度、将来人口規模は、4万2,000人ということであります。

平成27年度の実施計画の段階におきましては、4万人ということであります。10年間で2,000人の増加見込みとなっておりますけれども、その平成38年度の給水人口、4万2,400人の算出根拠は、どのようにして出されたものは、教えていただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 平成20年度末と平成27年度末の住民基本台帳による実績値をもとに人口推計を行いました。

人口推計の方法といたしましては、時系列傾向分析法というのと、工法と変化率法、あと、工法と要因法の三種類があります。

時系列傾向分析法というのは、人口の増加が将来もこの増加率を堅持するという推計であるため、今回は、これを採用しませんでした。

あと、工法と変化率法というのは、工法と要因法において使用した生存率等をもつての変化率で変化させたものです。

また、今回、採用しました工法と要因法というのは、人口増減にかかわる要因、出生率や移動率を複数考慮して推計しており、実態に沿った推計であると考えられております。

平成38年度のそれぞれの推計値といたしましては、時系列傾向分析表で分析しますと、4万4,426人、工法と変化率法では、4万3,405人、工法と要因法で分析しますと、4万2,380人でした。今回は、この工法と要因法で推計しました4万2,380人を切り上げて、4万2,400人として、これを採用しました。

また、この第6次総合計画では、平成22年度の国勢調査をもとに推計しており、そのときの推計値が平成37年度の推計値として4万2,000人ということで載っております。

今回、私どもの水道事業の推計方法で見ますと、平成37年度の推計値は4万2,220人ということで、少し下がったということあります。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 3種類の方法によって検討して、それで4万2,380人、それも出てくる数値について4万2,400人としたということではありましたが、もう一つ、次に、一日最大給水量についてであります。現行1万8,800立米を10年後には、平成38年度には、1万6,800立米ということで、この給水量につきましては、2,000立米の減少を見込むものであります。一般的には、私個人的に思いますが、給水人口がふえれば給水量もふえるものというふうに推察するわけですが、今回の改正におきましては、給水人口が2,000人増加しても、1日最大給水量は2,000立米減量となるという提案であります。

その要因となるものは、何なのかを説明をいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） この年間口径別の有収水量の推移を、今、見てみますと、平成19年のリーマンショック以降、幸田町の場合では、20ミリを除く全ての口径でいまだにその水準まで回復しておりません。

家庭用は、近年の節水器具の普及や、ペットボトルの水の普及に伴い、契約件数は、増加が給水量の伸びにつながっておりません。

近年の水事業の傾向を反映いたしまして、1日最大給水量を、1万8,800立方メートルから、1万6,800立方メートルへと、2,000立方メートル減らしました。

1人1日最大給水量で見ますと、465リットルから395リットルと、70リットルの減少となりました。

以上です。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 1人当たりの395リットルになるということで、若干、数量が出てくるということでありました。

あと、1、2点ですが、この場合、県の水道課の関係は、契約による受水という形で、そうした内容になっているかと思いますが、現在、県との契約だとか、受水量の関係というのは、どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 現在の状況でございます。平成27年度の承認基本水量、1日最大受水量なのですが、1万5,000立方メートルで契約しておりまして、実績としましては、1万4,925立方メートルでした。

ことしも、同じく1万5,000立方メートルで契約しておりまして、ことしの1日最大受水量は、1万4,690立方メートルでした。

来年の平成29年の承認基本水量は、申し込みをしまして、これもまた同じく1万5,000立方メートルです。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） ここの平成27年、平成28年度の関係につきましては、契約受水量の関係とそれにほぼ近づいた、直前に受水量に到達するような状況であろうかと思っています。

そうした中での今回の改正というふうなことで理解をしますが、これは、ちょっと私の考え違いかもしれませんが、訪ねたいのは、今回の改正で、このような形で改正するということにつきましては、現行の水道料金、今後の影響というものは、どういうふうに関係してくるのか、合わせてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 今後のことでございますけれども、直接この条例改正によって、料金には影響はございません。

県には、毎年、一日最大受水量を協議して契約していくものでありまして、今のままのこの水道料金には、影響はございません。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田伸吾君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 誰もが人口がふえるのに、なぜ、一日最大給水量が減るのかと、疑問に思うところでありまして、同じ質疑通告でありました。

そこで、お尋ねするわけでありませけれども、今回、平成20年に、平成30年を目標に一日最大給水量、あるいは、人口を決めてきたよという中で、2年前倒しでこの給水人口をふやし、それから、最大給水量を2,000立方メートル減らすというようなことでありませけれども、これは明らかに見込み違いだったのか、それともどうだったのかということでございます。

それをもとに、今回、工法と要因法で人口推計をして、4万2,400人にして1万6,800立米に改めるよということでございますけれども、リーマンショック以来、それがもとに戻っていないと、以前の数量に戻っていないから減少をするよということでございますけれども、これが、例えば、今回の一日最大給水量、これを下げてやった場合は、これは、から料金の調整になるのかということでございますが、その点については、いかがなのでしょう。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 2年前倒しというのは、うれしい悲鳴の人口増加ということだと思います。

ただ、私たちのうれしいのは、日最大水が売れたほうがうれしいわけでございますが、残念ながら、20年に見込みを目標だったときには、リーマンショックのすぐ次でしたので、その分、ここまでなるとは想像していなかったということでございます。

ということで、日最大水量につきましては、2,000トン減ということとなりました。

また、これは、このから料金とは全く関係はございません。あくまでも毎年毎年の受水申し込み、承認基本水量で決まっていくということでございますので、水道課としましては、承認基本水量をなるべく適切な値で見積もっていくかというのが、この俗にいうから料金の防止ということになるかと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 日最大給水量、契約水量を5日間超えると、これは、割り増し料金を取られるというようなことでもありますよね。

確か、そうだったというふうに思うわけでありませけれども、このから料金の設定をしていくのが、今の水道課の腕の見せ所というようなところがというふうに思うわけでありませけれども、最近のこの使わない水の料金に支払いというのは、どれくらいの推移になっているのかお尋ねをしたいと思っております。

それから、今回、この改正をするに当たって、水道料金の引き上げはないよということをお答えをされましたが、前にも、確か、水道ビジョンのときに、計画期間はあげるつもりがないと十分だよというようなことを言われた経過がございますけれども、この点について、この水道ビジョンの期間、この期間で見込みとしては上げる考えがないということではよろしいかどうかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 先ほどのペナルティーという部分でございますが、承認基本水量の1割以内で1年間で10日間というのまではペナルティーはかかりませんのでお願いをします。

あと、それから、この俗に言うから料金ということですが、平成27年、去年の決算でいきますと、1万5,000立方メートルが1万4,925ですので、75差がありまして、その差を基本料金の1万5,360にかけると、115万2,000円というのが、俗に言うからの部分の料金となります。

あと、この計画期間の間の水道料金についてはという、もっともな御心配だと思いますが、今のところ、愛知県営水道、幸田町100%、県から水を買っております。ですから、今のところ、県水が上がらない限りは、なるべく経営努力で上げないように頑張っていきたいと思っております。

ただ、県の計画年度もうちとほぼ同じですので、この後10年後は、ちょっと県のほうが、このごろニュアンス的に、このままいくと黒字がゼロになるとか、いろんなことを言い始めましたので、少しすごく心配はしておりますが、県が上がらない限りは、上げていかないと頑張っていくという予定でございます。

ただ、愛知県も平成12年に上げて以来、上げていないという状況がございますので、極めて今後の10年後は、極めて厳しいのではないかなという気もしますが、県が上がらない限りは、現行料金は堅持していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人口推計は、あなた方が都合のいいように、いろんな計算式を出した目標に対して、どの計算式が最も合理的かと、最も合理的かというのは聞こえやすいけど、どうやってうまくごまかすかというだけの計算の方法です。

それを大上段に上げてさあどうだと言われても、それは、あなたの勝手でしょ。勝手な出し方だよということで、もう問題は、人口減がもう全国的な問題、幸田町は、若干、タイムラグがあるだけなのです。

タイムラグがある中で、我が町は人口増だといってふいて、そのうちふいている、それは、減少になっていくことは間違いない。だから、10年先もこれを見込んだ形で、2,000人増という関係が、私たちは、あなた方が都合のいいように計算方式を採用すれば、そうなりますよということですが、見直しをしたときに人口減になりますよと、先ゆき10年後見込んだけれども、いやそれほどでもなかった、また、計算式を変えればいいよと、そういう危険性が極めて高いということと、御都合主義でこの計算式は使えるわけです。

だから、そうしたことも含めていくなれば、人口増がずっと続いていく、その上の関係で、10年後の目標数値が2,000人だよという点でいけば、実態として、あなた方自身、架空の数字と言っではいけないけれども、土台がしっかりしていないなという

ふうと思うわけですが、そこら辺の感覚、認識はどうですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 人口につきましては、私だけが伸び続けていると言っているわけではございません。人口問題研究所の推計でも幸田町の人口は、2,040年まではゆるやかに上昇するといっておりますので、その後、減少に転ずるということで、幸田町も遅かれ早かれ減少に転ずると思いますが、一応、国のこの人口問題研究所でも2040年までは伸びるということがございますので、それより前の段階でございますので、これぐらいは伸びるのではないかなど、私は考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、人口問題研究所が、いやちょっと間違っただと、人口増といったら、あなたもすっと変えるわけやな。これは、大山こけたらみんなこける。一生懸命踏ん張って、力んでしまったと、でも、やっぱりあかんかったと、こういうことなんだよね。

だから、結局、人口問題研究所が出した2040年まで人口増が続く幸田町だよと、私は、砂上の楼閣だとは申しませんが、もう少しなというふうに思います。

そうした点からいけば、人口推計は、その時々状況によって、使い勝手のいい数字が出てくるなという思いを持つこの数字の内容であります。

それと、もう一つは、日最大が1万4,925立方メートル、日最大給水量と受水量、この関係が2,000立方メートル／日ということで、言われるように、節水型が随分進んでいることは間違いないと、人口がふえても、あるいは、世帯数がふえても、その割に伸びないよと、それは、一つは節水型が徹底してきているよと、これはいいことなのです。

私は大いに結構です。資源の無駄づかい、水を有効適切に確保ということと、もう一つは、この関連性です。この関連性は、人口増という関係も含めて、今後、2,000年ずっとふえてきますよといったときに、一つは節水型がそれほど、もう一定、限界にきていることは間違いなのです。わあわあ言われて、リーマンショック後、ぱっと落ち込むことはある。

幸田でいけば、結構、節水型が進んでおるわけです。1万4,000でずっと推移してきたのが、かくんと落ちて、また、今、ずっと上ってきているという中で、こういう世間の情勢というものに対して、この推計、いわゆる日最大の受水、それから、日最大の給水という点の関係は、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 日最大受水というのは、やっぱり、愛知県の県水の申し込みということでございます。

ですので、やみくもにはふやさず、ぎりぎりまで我慢するという方向でやっておりまして、平成25年から1万5,000立方メートルでずっと契約しているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 卸が上れば小売りが上がるということですが。卸の県は、極めて

アコギだな。人口が少々変動しても、日最大の数量は減らしてはならないと、頑強に言っているわけだ。

どうしても、県との契約は、今の水準が最低だと、上げてさあいらっしゃい、ありがとうございますと。しかし、今の例えば、1万5,000トンが、いやちょっとえらいで1万4,500トンにしてくれいうたらすっと認めるか。認めた事例がありますか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 確かに、県の申し込みでございますが、上げるほうは、どんどん上げてオケーということになっておりますが、下げるほうは、認めてもらえません。いろいろ条件がありまして、3年間1割ずつ、詳しいことは忘れましたが、1割以上の少ない数字で受水、日最大が出ないといけないとか、工場が幸田町から1個なくなったからその分は減らしてほしいというのを認められる場合もありますが、ということで、なかなか下げるほうは、今でも昔と同じで変わってはおきませんので、その辺は、十分考えながらやっておるところでございます。

ただ、幸いなことに、そこまでな減少は、今のところは順調に契約戸数も伸びておりますので、その想定内ではおさまっております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 久方ぶりのこの水道の仕組みについて、勉強するわけなのですが、県の責任受水性、これは、全国でもアコギな県水道という形で、幸田町も随分いじめられたわけだ。先ほどもちょっと言うたけど、ある企業が工場を建てたときに、水をたんたんと使って、閉め忘れたとって1トン1万8,000円のペナルティー料金を取られた。それは、神本がかんかんに怒った。てめえのところ余分に出た分金を出せとってやっていた経過もあるのだけれども、確かにそういう中で、県の責任受水性というのは過酷な責任受水性だよとって、当時は、5年間先の見通しを立てて、責任受水性の道を取るよと、5年間のうち3年間は、見直しをしましょうよと、見直しの関係もマイナスアルファというのは、基本的には出てくるのだけれども、そこら辺も若干の懐の問題もあったけれども、大枠として、5年間固定の責任受水性で、その責任受水性を破るとか、逸脱するということは、極めて難しいという点で、制度的にはちょっと変わったというふうにはお聞きをしているわけですが、今、この責任受水性というのは、どういう仕組みになっているのですか。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、始まったころは、この5年先まで申し込んで、変更できるのは後半の3年ということでありました。

そこで、いろいろ受水団体、みんな受水団体で要望を出して、順次、改善させまして、平成19年度からは、現在のように毎年申し込みという形に変わりました。

ただし、さっきも言ったように、この承認基本水量を下げることは、いろいろと条件があって、すぐには、下げられないというのは変わっておりませんが、昔と比べれば、毎年、申し込みができるということだけは、すごくありがたいと思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした中で、事業運営で随分知恵も出されて、決算にかかわる資料の関係からいけば、責任受水という問題と、一つはから料金という形で、先ほど、あなたも答弁をされたように、平成27年度決算でいけば、115万円、しかし、それをずっとさかのぼった、平成22年では、1,611万、これだけのから料金を払っている。そうしたときには、承認基本水量が、1万4,900トン、日最大が1万3,851立米という形のこの差で1,611万円のから料金を、支払っているという状況が、この決算の資料の中からも伺えるということも含めていくという点でいくと、一つは、あなたの言われた県の責任受水性の問題、まだ、このときには、若干、厳しいペナルティ、初めにありきというような責任受水性だったということで、今、毎年毎年見通しを立てて申し込みをとという形でゆるくはなってきたが、申し込みをやっても引き下げはならないよといったときに、どういう知恵を働かすかといったら、ぎりぎりでやらなくてはしょうがないわけです。だから、幸田町は、人口の割に受水タンクが幾つか、3つあるわけです。

こんな人口4万人そこそこの給水人口で、5,000トン、3,000トンという受水タンクを持つまちというのは、極めて少ない。それは、過去にやけどをして随分苦い思いをしたから、そういうインフラ整備と申しますか、やってきた、そういう経過の中で、責任受水性を受けとめてから料金のないようというふうにやってきたわけですが、そうしたことも含めて、今回の受水量と人口増という関係は、どうあってもうまくかみ合わせができないのです。節水型が進んでいることも、私は承知をしているということと、もう一つは、今、幸田町における先ほどの幸田町の水道のインフラの整備の状況も含めて使用水量の実態から含めていくと、何でこんな数字が出てくるのかなと、2,000人ふえて2,000トン減りますよと。ちょっと私は、理解できないです。もう少しきちんと焦らずに、あなた時間制限がないもので、たあっとしゃべってくれ。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（伊澤正美君） 確かに、平成21年ごろは、ちょうど平成19年のときに、20年のときに、ちょっと申し込み水量をふやしたのです。そしたら、リーマンショックで全然水が売れなくなってしまって、ちょっとずっと3年ばかりたくさん俗にいうから料金を払うという事態になってしまいましたが、それ以降は、大分、順調な回復基調というふうに僕は考えているので、こうなってきたとは思っております。

ただ、前回のところの水道ビジョンを立てたときの日最大量がちょっと見込みが大き過ぎたのではないかなというふうに思っております。

ただ、その分、その量までは、愛知県が受水同意をしてもらっておりますので、今回、下げたとしましても、ふやすほうは、受水同意はもらっておりますので、前回の1万8,800の量までは、愛知県は同意しておっていただいておりますので、今後またしり上がりに需要が伸びても、また、そのときには、条例は変えなくてはいけませんけれども、その辺は大丈夫だと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りをいたします。

本日の日程はこれまでとし、第62号議案以降の質疑は、12月13日火曜日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 御異議なしと認めます。

よって、第62号以降の質疑は、12月13日火曜日に繰り延べることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、大変御苦労さまでした。

これにて、散会といたします。

散会 午後 2時56分